

○令和7年3月18日(火)

開議 午前10時00分

閉会 午後3時00分

○出席委員(16名)

委員長	高橋紀博	委員	沼崎雅之
副委員長	石川まさゆき	委員	品田ときえ
委員	横山啓一	委員	中野ひろゆき
委員	笠井まなみ	委員	能登谷 繁
委員	中村みなこ	委員	金谷美奈子
委員	江川あや	委員	高花えいこ
委員	小林ゆうき	委員	安田佳正
委員	駒木おさみ	委員	杉山允孝

○出席議員(2名)

議長	福居秀雄	予算等審査特別委員会委員長	佐藤 さだお
----	------	---------------	--------

○説明員

副市長	中村 寧	学校教育部教職員課長	山下 聡 司
副市長	梶井正将	学校教育部教職員課主幹	中山 秀 則
いじめ防止対策推進部長	石原伸広	学校教育部学校保健課長	佐瀬 英 行
いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長	鎌田博文	社会教育部長	佐藤 弘 康
いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹	吉岡秀彦	社会教育部文化ホール整備担当部長	田島 章 博
子育て支援部長	向井泰子	社会教育部次長	主藤 肇
子育て支援部こども育成課長	熊谷 修	社会教育部次長	登野 千 夏
教 育 長	野崎幸宏	社会教育部主幹	熊澤 康 敦
学校教育部長	坂本考生	社会教育部社会教育課主幹	小島 紀 行
学校教育部次長	末木良典	社会教育部文化振興課文化ホール担当課長	吉川 泰 美
学校教育部主幹	工藤秀敏	会 計 管 理 者	水澤 拓 二
学校教育部学務課長	山本 厚		

○事務局出席職員

議会事務局次長	林上 敦 裕	議事調査課主査	岡本 諭 志
議事調査課長補佐	小川 智 之	議事調査課書記	高橋 理 恵
議事調査課主査	信濃 孝 美		

○高橋紀博委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会民生子育て文教分科会を開会いたします。

本日の出席委員は全員でありますので、これより会議を開きます。

それでは、昨日に引き続き、議案第44号の分担部分のうち子育て文教常任委員会所管分、議案第48号、議案第50号、議案第85号ないし議案第90号、議案第91号のうち子育て文教常任委員会所管分、議案第92号及び議案第93号の以上12件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○能登谷委員 それでは、後半部分の2つ目、学校給食費について伺いたいと思います。

まず、米不足と価格高騰についてですが、去年はスーパーから米が消えるという事態となりました。政府は、米不足になっても、その原因は流通にあるとして丸投げし、国の減反政策によって米が不足していることの反省がありません。国が主食の米の安定供給や価格に責任を持たないことに一番の問題があると思います。

減反政策の転換もしない中で新年度も米が不足するのではないかと心配されますが、学校給食の米は確保できているのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 学校給食で提供するお米については、毎年、北海道学校給食会から提供を受けており、給食会では、ホクレンに要望し、学校給食用に優先的に年間の必要量を確保していることを確認しており、新年度のお米の確保に問題はないものと考えてございます。

○能登谷委員 学校給食費について、新年度の価格設定に当たって米の価格の高騰はどの程度を見込んでいるのか、伺います。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 昨年度から米価が大幅に値上がりしている状況にありましたことから、新年度の給食費の検討作業におきまして、提供元の北海道学校給食会から1キロ当たりの精米価格で1.5倍ほどの値上げとなる見込みと情報を得ております。

これを踏まえまして、米などの主食については令和6年度と比較して16%程度の増額を見込んだものでございます。

○能登谷委員 市中のスーパーでは米の価格が2倍になっていますが、学校給食は16%の増という見込みで大丈夫なのでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 学校給食で使用するお米につきましては、さきに申し上げた北海道学校給食会と旭川市学校給食物資共同購入委員会及び旭川市東旭川学校給食運営委員会がそれぞれ年度開始前に年間の売買契約を結び、必要量を確保しております。

令和7年度の価格については、情報のとおり、約1.5倍の価格で契約をできるものと見込んでございます。

○能登谷委員 この後の契約なので、どうなるか分かりませんが、大丈夫だということで、共同購入の力でぜひ頑張ってもらいたいと思います。

学校給食費の値上げについて、続いて伺います。

学校給食費について、資料もいただきましたが、小学校の場合は、令和5年と6年分は、値上げ分を市が5千400円公費負担し、保護者負担が増えないように支援してきました。

令和7年は、令和4年と比べて値上げ分は幾らになるのか、お示しいただきたいと思います。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 令和7年度の給食費は、年額で申しますと、小学校で6万6千円、中学1・2年生で7万7千400円となっており、令和4年度と比べて、小学校で1万3千200円、中学校1・2年生で1万4千400円の値上げとなっております。

○能登谷委員 簡単に言えば、小学校の場合は、新年度の学校給食費は1万3千200円の値上げになると。市は、お金がないので、7千800円まで支援するので、残りの5千400円は保護者が負担してくださいということではないでしょうか。

○坂本学校教育部長 委員のおっしゃるとおりでございます。小学校で申し上げますと、物価高騰を緩和するため、昨年度から公費で補助していた分を含め、新年度の学校給食費は1万3千200円の値上げになり、来年度から引き上げる分に相当する7千800円を支援することとし、残りの昨年度から支援してきた分に相当する5千400円は保護者に御負担していただくとするものです。

○能登谷委員 次に、市政方針について誤解が流布されていると思いますので、その点についてただしたいと思うのですが、会計管理者の出席をお願いします。

○高橋紀博委員長 ただいま、能登谷委員から会計管理者に対する出席要求がありましたので、出席を求めることでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋紀博委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時07分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○能登谷委員 会計管理者の方に御足労いただきまして、ありがとうございます。

今津市長は、市政方針で、学校給食費については、令和5年度値上げ分は保護者に御負担いただきますが、令和7年度値上げ分については公費負担とし、1人当たり年額で小学生は7千800円、中学1・2年生は9千000円、中学3年生は8千700円分を支援しますと述べました。細かい数字まで市政方針で市長に言わせるのはいかがなものかと思いますが、それ以上に疑問が残ったことがあります。

市長の言葉は、学校給食費の過年度の値上げ分を自己負担していただくが、新年度の値上げ分は市が支援するという誤解を持たれる表現でした。

決算を終えた過去の会計年度分を負担させるような事務手続が会計的にあり得るのかどうか、まず学校教育部に見解を伺います。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 令和4年度と令和7年度の給食費年額では、小学校で1万3千200円の増、中学校1・2年生で1万4千400円の増となり、この上昇分について、新年度から一部を保護者から御負担いただき、一部を公費負担とすることとし、その負担額について整理をしたものであり、法的、会計的に問題があるとは考えてございません。

○能登谷委員 それでは、会計管理者に伺います。

令和5年度分の会計は、既に出納を閉鎖し、決算を行い、会計監査も行い、議会として決算を認定したものです。

今になって令和5年度の決算に歳入を追加することはできないのではないかと考えますが、会計的な見解を会計管理者に伺います。

○水澤会計管理者 決算につきましては、地方自治法第208条で、地方公共団体の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わると定められております。

本市の令和5年度決算につきましても、その期間の収入と支出の結果を集計、調整した決算書を監査委員の審査に付した後、議会の審議を経て認定をいただいておりますので、それ以降は、令和5年度の収入として追加することはできないものとなっております。

○能登谷委員 会計管理者の御出席、ありがとうございました。

○高橋紀博委員長 それでは、会計管理者につきましては、退席していただいて結構です。
引き続き、御質疑願います。

○能登谷委員 会計的には令和5年度の値上げ分を令和7年度に負担することはあり得ないことが明確になりました。あり得ない話を市政方針で述べるのはいかがなものでしょうか。

しかも、令和7年度値上げ分は公費負担すると明確に述べていますが、これも誤解を与える内容ではないでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 学校給食費については、令和5年度及び令和7年度で2度の改定を行ってきており、令和7年度の給食費においては、令和5年度の上昇部分は保護者に、令和7年度の上昇部分は公費で負担するものとして御説明をさせていただいたところでございます。

○能登谷委員 分かるようで分からないのですが、小学校の新1年生にしてみれば、令和5年度値上げ分を負担してもらおうと言われても、何のことか分からないのではないのでしょうか。分かりにくいし、誤解を招く表現なのではありませんか。

○野崎教育長 繰り返しの答弁となってしましまして大変申し訳ないところでありますけれども、令和7年度の学校給食費について、小学校で申し上げますと、何にも公費の負担をしないと、措置をしないということであれば1万3千200円の値上げになるというところでありますけれども、昨年度の給食費を引き上げた際に、その引上げ分5千400円を保護者に求めるのではなく、物価高騰対策として公費で負担をすることとしてまいりました。

来年度、令和7年度については、再度給食費を引き上げざるを得ないというふうになったことから、新たに来年度から引き上げる分に相当する7千800円を公費で支援することとし、残りの昨年度から支援してきた分に相当する5千400円は保護者に負担していただくという内容を説明しようとしたものであります。

誤解を招く表現であったという御指摘については誠に申し訳なく思っております。

○能登谷委員 それでは、これは誰がそのような対応を考えたのでしょうか。教育委員会なのか、市政方針だから市長部局なのか、どちらなのか、お答えください。

○中村副市長 教育予算につきましては、一義的に教育委員会がどのような市の施策をするかということを考えて、予算要求してくることになります。

予算につきましては、教育委員会に限らず、全部局の部分の要求額に対して、市全体としての歳入等を含め、どのような配分とするかを市長部局で判断し、課題があるのかなというものに関しま

してはフィードバックをされるといいますか、関係する部局に対し、どのようなことを考えているのかというようなフィードバックをもらいながら予算を決めていくことになっております。

今回、1月に、急激な物価高騰の緊急的な対応として、18歳以下の子どもを持つ世帯に対しては1人当たり5千円の給付金の支給を決定し、令和7年度予算につきましては、例えば、新規では高校生年代への医療費の無償化、あるいは、タブレット端末の一括更新、継続的なものとしては、大学へ進学する際の給付型奨学金の創設、小中学校への早期エアコン設置の分を予算の中で措置していたということになります。

新年度からの給食費の値上げの公費負担などにつきましても、子育てと教育環境の充実に向けた支援を総合的に判断いたしまして保護者の負担軽減を図ったところですが、今回の一部、また、保護者に負担をいただくという給食費の保護者負担については、教育委員会と協議し、このような対応をしたところでございます。

○能登谷委員 せっかくの副市長のお答えなのですが、2つの面で意味がよく分からない。

1つは、教育委員会が考えたのか市長が考えたのかということについては正面から答えなかったのだけど、副市長が答弁したということは市長部局だということをおっしゃりたいのですね。私の問いはそこなんです。誰が考えたのですかと。そうしてルールをお答えいただいたと。

もう一つ、意味が分からないのは、補正の給付金とか、タブレットとか、エアコンとか、いろいろおっしゃいましたけど、そっちにお金をいろいろかけているから、今回、給食費は保護者負担にしてもらおうとするのだということをおっしゃったんですね。

私の質問とはちょっと違う方向でいろいろおっしゃってくれたのですが、それにしてもそうだとするんだから副市長の言葉なので、そのまま受け取りたいと思います。

正しい情報の周知が必要だと私は思います。

先ほども述べたとおり、新年度の学校給食費は、物価高騰の影響を受けて1万3千200円の値上げになる。市は、お金が足りず、値上げ分は全額支援できない、これまで物価高騰対策もやってきており、できないけれども、7千800円まで支援すると。残りの5千400円は、これまで物価高騰対策で出していたんだけど、出せなくなったので、今、副市長がいろいろおっしゃったように、ほかにいっぱいお金を使っちゃったから出せなくなったと。それで保護者負担してくださいということなのではないでしょうか。なぜそれを正直に真っすぐに言えないのでしょうか。

○中村副市長 真っすぐにも何も、そのまま答えのつもりなのですが、先ほども言いましたように、いろんな要求が上がってきて、全体の市の歳入を見ながらどこに予算を配分していくかという中、先ほど言った事業等にも財源を配分したことから、今回、給食費についてはこういう財源の配分とすることを教育委員会とも協議して決定したということでございます。

○能登谷委員 ということは、財源が足りないから出せなかったということですね。

でも、市長の市政方針によれば、あたかも新年度値上げ分は全額支援するかなのような誤解を流布しています。なぜそのような詭弁を弄するのかなと思いますね。

市長選挙も近いのに、今津市長に恥をかかせるようなことをしてはならないと思います。間違っただけでは市民に誤解を与えますので、市政方針を修正すべきではないでしょうか、見解を伺います。

○中村副市長 改めて言うまでもございませぬけれども、市政方針は新年度の施策や市の具体的な

取組などを挙げて明らかにするものでございます。

今回の市政方針の給食費についての表現は、令和5年度以降の給食費の値上げ分を公費負担してきた経過を踏まえまして、7年度の給食費の額について、公費で負担する額、保護者に御負担していただく額を分かりやすく伝えるためにこのような表現をしたところであります。

誤解を招くことがないようにということは我々行政として気をつけなければなりませんので、市民や保護者の皆様方へ丁寧に説明するよう、教育委員会と連携して対応をしていきたいというふうに考えております。

○能登谷委員 結局、ここのところについて、市政方針で予算の細かいことまで言い過ぎなんですよ。全体的な大きな施策、方針を述べるのはよく分かるのだけど、細かい何千何百円という話まで市長に言わせるのはいかがなものかなと思いますね。

市長の市政方針について、修正できるとかできないとか、副市长も言いづらいでしょうから、本当であれば総括質疑で申し上げるのが一番早いと思うのですが、ただ、この件は、この何日かいろいろと迷っていますけど、簡単に言えば、元財政課長が2人もついていて何でこんなことになるのか、市長に恥をかかせるようなことをするのかということですよ。

普通、みんなで見ても、目を通して市政方針は決めているんじゃないんですか。これは誤解されるわということも普通は考えるんじゃないの。それをそのまま載っけてしまっている。率直に言って、市長の責任だと言っている市政方針だけれど、市長には責任ないと思うよ。

ここはきっちり周りが支えて、市長に恥をかかせないようにしたほうがいいと思いますから、そのことだけ指摘して、この項目は終わります。

続いて、東旭川学校給食センター、共同調理所のことに移ります。

調理委託の経過について伺ってほしいと思います。

資料はいただいています。旭川市の学校給食費の1食単価について、道内主要都市の中でどのような位置になっているか、まず、概要をお示しいただきたいと思います。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 本市の学校給食費の1食当たりの単価につきましては、小学校では、令和4年度では、道内11市の中で3番目に高く、7年度も同じく3番目であります。

中学校では、令和4年度では、同じく2番目に高く、令和7年度も同じく2番目となっております。

令和4年度と令和7年度の給食単価の差では、本市は小中学校とも4番目に大きくなっております。

○能登谷委員 調理委託に当たっての比較検討については資料もいただきましたけれども、いつどのように行ったのか、まずお示してください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 令和4年度に本市行財政構造改革推進本部内に民間活用の導入について全庁的に検討する専門部会が設けられ、その中で当センターに関する直営、委託それぞれのメリット、デメリットを整理したところがございます。

○能登谷委員 比較検討の結果はどうだったのか、メリット、デメリットはどのように分析されたのか、全体像を伺います。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 調理業務の委託に当たりましては、サービス、コスト、人員体制の面から直営と民間委託との比較検討を行い、業務指導を担う正職員の減少を見据えて、学校給食

調理全体の安定した運営には委託が効果的であるとしたところでございます。

○能登谷委員 資料の一番下の職員体制を見ると、直営のメリットでは、指導体制が確立されており、日常業務の中で知識、技術の伝達、習得が可能となっているとされ、民間活用のデメリットでは、市側に体制評価の知見が失われると警鐘が鳴らされています。

その上の項目、コスト削減の人員費、調理業務ですが、直営のメリットでは、フルタイム、パートタイムを効果的に配置し、経費増加の抑制を図っている。直営のデメリットでは、フレキシブルな人員配置が困難となり、一体どっちなんだいという内容になっていますが、そのように書かれています。一方、民間のデメリットは結果的に必ずしも費用削減に結びつかない場合もあるということです。

結果として、職員体制、コスト削減ともに民間委託が優位とは言えないのではないのでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 東旭川学校給食センターについては、令和2年4月の稼働以前から、効率的な運営を図るため、稼働後一定期間は直営によりノウハウを蓄積し、民間活力導入の方策の一つとして調理業務の委託化を検討してまいりました。

本市の学校給食については、平成25年度の旧現業職の廃止以降、正職員が業務指導員として衛生管理やパート調理員の指導、育成を担い、拠点校方式により47の学校調理場と給食センターの調理業務を維持してまいりましたが、近年は、定年による正職員の減少に加えて、パート調理員の確保も困難な状態が続いており、安心、安全な体制構築が課題となってきてございます。

このため、人事労務管理事務の軽減や運営コストの削減などの面で効果が期待できることに加え、現在、給食センターに従事する業務指導員、調理員を学校調理場に配置することで学校調理場の調理員不足を解消していくことも期待できることから、学校給食全体の安定的な提供体制を維持することを大前提に、給食センターの調理業務の一部を委託化することとしたものでございます。

提出いたしました資料は令和4年度に行った検討段階の内容でありまして、人件費を含めた経費について改めて比較を行ったところ、最大で年間1千900万円程度の経費削減ができると見込んだところでございます。

令和4年度の段階では、委託後の職員体制が明確でなかったため、知見を失う不安があるとしておりましたが、現状においては、栄養教諭や管理栄養士、一部の業務指導員を引き続き当センターに配置することとしておりまして、委託によりこれまでに得た知見の多くが失われることはないものと考えております。

○能登谷委員 もともと民間委託する令和2年4月の稼働以前から検討していたということが今分かりました。

それから、コスト削減の面では、これももともと考えているからそうなっちゃうんでしょうけども、それにしても令和4年度の段階で最大で1千900万円の削減ができると見たということですよ。

では、このときの分母は何ぼですか。その中の1千900万円というのはどの程度の割合になりますか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 最大で1千900万円程度の削減が図れるというふうに検討したのは令和6年度分でありまして、その検討におきましては、分母と申しますか、直営での費用といたしましては約1億8千900万円と見込んでおります。

○能登谷委員 令和4年度の検討段階でと先ほど言いましたけど、その後、改めての比較を6年にしたということね。それで、1億8千万円のうち、1千900万円だから、10%ぐらいの縮減ができると見たということなのですね。

それで、5番目に食物アレルギー等への対応というのも書かれています。

直営のメリットでは学校との緊密な連携が図られる、直営のデメリットでは限られた人員では対応が困難になるおそれがある、民間活用のメリットでは対応可能だという情報がある、アレルギー対応食の充実が期待できると、いずれも確定的ではないんですよ。おそれがある、情報がある、期待できるです。

しかも、民間活用のデメリットには、市として知見やスキルを蓄積できない可能性がある。つまり、この項目も手放しで民間が優位とはならないのではないのでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 アレルギー対応食につきましては、専門の責任者を配置し、本市作成のマニュアルによりまして対応することとしておりますので、これまでどおりの提供が可能と考えております。

○能登谷委員 これまでどおりできるというのは、今、一生懸命直営のほうで作ってくれたからできるんだよと言っているのであって、それは民間が優位というわけではないですよ。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○能登谷委員 サービス向上の2のおいしく栄養のある給食の直営デメリットです。

これは、指導担当者が定年、後任の不補充による年々減少、将来的に指導が十分にできなくなる懸念と。これは補充しないことがそもそも問題であって、直営のデメリットとは違うんじゃないのでしょうか。

しかも、民間活用のデメリットでは災害時等の緊急的利用に制約ができるとあります。ということは、災害対策に使えないということですよ。これは深刻な問題ではないのでしょうか。単純に民間活用が優位とは言えませんよね。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 繰り返しの答弁になりますが、定年によります正職員の減少に加えて、パート調理員の欠員が続いており、安定的な体制整備のためには給食センターに従事する職員を学校調理場に配置することで学校調理場の調理員不足を解消していくことも喫緊の課題となっております。

また、先ほどの災害時対策についても、令和4年度の段階では、事業者の受託の可否が不明であったため、不安要素として整理しておりましたけれども、その後の事業者への確認によりまして対応可能と聞いてございますので、災害発生時の炊き出しなどを仕様書に定めてまいりたいと考えてございます。

○能登谷委員 結局、民間が優位とは書いていないんですよ。人がいなくなったとき、補充できないから大変だというのは市の責任であって、それをデメリットと言われても困るんですよ。それは補充すればよかったわけで、してこなかったのは市の責任ですよ。それをデメリットにするのはどうか。しかも、災害対応もできると聞いていると言いますが、今もできるのだから当たり前のことであって、だから優位とは言えないんですよ。

次に、サービス向上の3の安全、安心な衛生管理の直営のデメリットで、これも指導担当者が定年、後任の不補充により年々減少、将来的に責任ある管理体制が維持できなくなると。それはそう

でしょう。減らしたままで補充しないんだから。

何回も言いますが、これは直営のデメリットではなくて、補充しない市の責任ですよ。

民間のデメリットにはこれまで培った施設の衛生管理の知見が失われると書かれています。

この項目も、明確な違いとか、民間活用が優位とまでは言えないのではありませんか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 現在、給食センターに従事する業務指導員、調理員を学校調理場に配置することで学校調理場の調理員不足を解消していくことも期待できますことから、学校給食全体の安定的な提供体制を維持することを大前提に給食センターの調理業務の一部を委託化することとしたものでございます。

○能登谷委員 結局、人員管理とか、いろんな仕事が面倒だから丸投げしたいということがにじみ出ているだけです。直営で人員不足は賄えないけど、民間だったら何とかしてくれるということを言っているだけなんですよね。いろんな項目を見ても民間が優位だと結論づけられたものはどこにもないんですよ。

今までのやつは協定書とかに書き込んだらできる、直営の栄養士が教えてくれるからできるというものばかりで、民間が特に優位であるということはないのです。でも、最初から民間ありきですうっと検討してきたのだとさっきおっしゃいましたね。稼働以前からそうなのだ、そう考えていたということなんです、それはちょっと違うんじゃないかと。

メリット、デメリットでいうと、全体を見た中でどうして民間活用が優位と結論づけるがことができたのでしょうか。

○坂本学校教育部長 給食センターの委託についてでございますが、児童生徒に安全、安心な給食を安定的に提供することが目的でございます。

直営、委託によるメリット、デメリットにつきましては、提出資料と先ほど来委員から御指摘のとおり、コストの縮減、職員体制をはじめ、アレルギー対応、衛生管理などの項目におきまして、それぞれに優劣があることは承知しております。

一方で、今後の正職員の減少に加え、調理員不足も続いておりますので、フレキシブルな雇用形態により必要な人材を確保していく手だてを講じることも重要な課題となっております。

こうしたことも踏まえて、安心、安全で安定的な学校給食全体の体制整備を図るため、直営と委託を総合的に比較検証した上で給食センター委託化を進めることにしたものでございます。

○能登谷委員 本当によく分からないですね。だって、メリット、デメリットの分かるものとして出てきたのがこの資料ですからね。その上で見たって民間が優位だということが見いだせない。なのに、安全、安心な給食を提供するのが目的だと。委託の目的でそれを言いますか。もともと給食の目的なんじゃないの。委託しなくたって。給食の提供自体が安全、安心な物を食べてもらいましょうということですよ。

今おっしゃっている委託の目的というのがよく分からない。必要な人材確保は直営でもしなさいよというものですよね。補充してこなかったから、このままで行くと運営できなくなります。それは単なる言い訳にしかかっていないわけです。それだと安全、安心な目的自体が脅かされるのだから、直営でも何とかしなきゃならない課題ですよ。それを民間活用のほうが優位なんだ、そっちにやればできるんだと言っている意味が全く分かりません。

それで、それらの検討した中で教育委員会の意思はどのように形成されたのか、起案、決裁の内

容をお示してください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 東旭川学校給食センターについては、旭川市行財政改革推進プログラム2020においても調理業務の委託の検討が示され、令和3年度には民間需要を把握するサウンディング型市場調査を実施し、履行能力や信頼性等のより高い複数の事業者の参入が期待できることが確認され、令和4年1月の経済文教常任委員会、総務常任委員会で報告したところでございます。

その後、委託化に向けた検討作業におきまして、調査結果も活用しながら、短期、長期での費用や人材確保などについて直営と委託の比較検証も行き、令和5年12月に起案をし、給食センターの委託化の実施に向けた取組を進めていくこととしたものでございます。

○能登谷委員 結局、行革プログラムの2020は、2020だったり令和だったりいろんなことを言うから、小林さんみたく統一してくれと言いたくなっちゃいますけど、2020年は令和2年なんですね。だから、給食センターができる前からもう民間ありきでやっていきたい、それで検討をずっとしてきたということをおっしゃっているんですよね。だから、民間に投げるためのサウンディング調査をしたり、常任委員会には2022年に報告したと。ということは、これは今の議会のものではないですよ。

今回の比較検討の資料も含めて、この議会には報告されてきたのでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 比較検討の整理は、アウトソーシング検討専門部会での一対象であること、また、令和5年12月以降の取組についても、担当課内部での詳細な検討や職員組合との協議などでありましたことから、議会には報告をしてこなかったところでございます。

○能登谷委員 それはちょっとゆゆしき事態じゃないかな。担当課内部では検討していたと。それは2023年、今の議会ですね。2023年12月、今の議会になって担当内部で検討していたと。それから、職員組合とも協議していたという中で議会には報告してこなかったと。

直営と委託では大きな変更になりますが、なぜ議会に報告がなく、いきなり議案になるのでしょうか。

○坂本学校教育部長 これまで行財政改革推進プログラム2020で検討の推進が示され、サウンディング型市場調査においては民間事業の把握や課題も整理したところであり、こうしたことはそれぞれの常任委員会で報告してきたところでございます。

こうした経過を踏まえ、直営と民間との比較検証も行き、令和5年12月に給食センターの委託化の実施に向けた取組を進める起案を処理し、今年度の予算編成過程の中で事業化の検討を進めてきたものでございます。

○能登谷委員 結局、今の議会には報告もないということなのですね。今の議会になって、2023年12月にはそういう起案処理したのに、予算編成の過程で言ったから、やっているからと。ここでだまされてならないのは、1年数か月、間が空いているんですよ。

この間の12月に予算編成過程でいろいろ議論してきたことで起案処理したことだから、すぐ言えないというのだったら、まあ、それはしょうがないよなど。予算編成の中で途中経過まで全部を言うわけにはいかない中で来たからというのはあるんだけど、これは1年数か月前です。

令和6年12月に、予算編成の過程で、こんなになって、今出してきたからしょうがないんですよと言うなら、それはまあというのはあるけど、令和5年、2023年ですから。1年数か月あ

たのに言わないで、今になってぽんと出したということですよ。議会との関係はそれでいいんですか。

○坂本学校教育部長 先ほど担当課長からも答弁させていただきましたけれども、この間、職員組合との協議などを行ってまいりました。

職員組合との協議経過などについては、進捗の熟度にもよりますけれども、状況に応じて可能な範囲で議会に報告することも検討すべきだったと考えております。

○能登谷委員 やっぱり、乱暴というか、議会軽視じゃないのかなという疑問が湧きます。

時間の関係もあるので、この後、2番で委託と保護者負担への影響について少し聞こうと思っていましたが、あまりいい答弁も出そうもないということもあるので、ぱっさりカットします。

委託になって経費節減というのがありますが、5番目ぐらいまで飛んじやうかな。

結局、委託になって、当面はいいとしても、その後、委託先の経費削減も当然あると思うんですよ。作業効率を上げるために作業時間の削減が必要になると。その先は加工品の割合を増やしていくことも考えられますし、そうなれば、これも資料をいただきましたが、今でも小学校の1食単価が道内主要都市で3番目に高いんですよ。

委託になれば加工品が増えて、さらに保護者負担が増えるのではないかと心配になりますが、そこはどのように考えておられますか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 給食センターの調理業務委託におきましては、引き続き栄養教諭や管理栄養士がセンター内で献立作成や食材調達を行ってまいります。

また、業務責任者等の配置や本市が作成する献立を規定の時間内に提供できる体制を整えることなどを仕様書に定め、その履行状況も適切に確認することとしておりますことから、調理業務の委託によりまして加工品が増えることや保護者負担が増えることは想定してございません。

○能登谷委員 今、議論したのですが、結局、加工品の割合は、本市の場合、5割ぐらいあるというふうに言われていまして、加工品が増えていくとどうなるかということ、材料費分などが保護者負担になっていくということですよ。

本来、加工そのものは給食センターがしなきゃならないから、材料を仕入れて、その加工は全部市の負担でしなければならない。加工品が増えると保護者負担がどんどん増えていくということで、そこに対する懸念があります。

もう一つは、調理委託から始まって、委託範囲が徐々に広がって学校給食全体を丸投げしていくことになる。そうすると学校給食の最初のいろんな目的とか趣旨が変わってしまうおそれがあるのではないかと心配していますが、それに対する見解を伺いたいと思います。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 学校給食の運営に当たりましては、学校給食に係る関係法令や国の考え方も示されておりますことから、委託の範囲についても、これを遵守し、安心、安全な給食提供の継続に努めてまいりたいと考えております。

○能登谷委員 今の範囲にとどめると。調理委託であって、それ以外は、直営というか、栄養士の管理とか、いろんなものについては今の状態でとどめられるとはっきり言えますか。部長、どうですか。

○坂本学校教育部長 給食センターの委託化についての考え方は、担当課長からも答弁がありましたように、調理業務に関わる部分ということで、その安全の担保に関し、栄養教諭なども配置して

行うということに変わりはありません。

また、旭川市全体の学校給食の提供体制については、今後の職員数の推移ですとか、人員の確保ができるかどうかといった状況を見極めながら、学校調理の在り方も含めて、全体の中でしっかりと体制整備を図っていくことが大事だと考えております。

○能登谷委員 ちょっと不安は残りますが、時間がないので、次の項目に行きます。

最後に、いじめ防止対策について伺います。

いじめ防止対策の予算について、まず、概要をお聞かせいただきたいと思います。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 いじめ防止対策費につきましては、市長部局と教育委員会、学校が一体となって、いじめの未然防止、早期発見と重大化の防止を図るいじめ防止対策「旭川モデル」の取組を推進するものでございます。

令和7年度の予算額は4千302万5千円で、令和6年度の当初予算と比較して270万9千円の減となっております。

主な増減要素としましては、会計年度任用職員の配置人数の変更や心理士の配置方法の変更による減と、精神科医や警察官経験者といった専門人材の活用や、不登校児童生徒への学習支援等の新たな取組による増がございますが、事業費全体では予算減となったものでございます。

○工藤学校教育部主幹 いじめ問題対策推進費につきましては、旭川市いじめ防止対策推進条例及び旭川市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を推進することを目的といたしまして、附属機関であるいじめ防止等対策委員会の開催ですとか、子どもが主体となったいじめ防止の取組などを進めるもので、令和7年度当初予算といたしまして1千345万6千円を計上しております。

その主な内訳は、いじめ対策コーディネーターといたしまして配置する会計年度任用職員3名の報酬622万円、小学校第3学年全児童、教職員、保護者等を対象とした人権教育プログラム事業実施の委託料等としていたしまして367万円などとなっております。

○能登谷委員 そのうち、首長連合の予算額、取組内容はどのようなものか、伺います。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 (仮称) いじめ防止対策首長連合の発足に係る関係予算につきましては、発足準備会の開催や関係省庁への要望活動等に係る職員の旅費として120万円、発足準備会の会場使用料等の費用として20万円、合わせて140万円を計上しております。

活動に当たりましては、関係自治体と調整を図り、対応部と合わせた日程の設定やオンライン会議の活用等の工夫により経費の節減に努めてまいります。

○能登谷委員 何かと市長が参考にしている寝屋川市では、いじめ対策サミットを2022年12月3日に開催しています。

サミットの出演者というコーナーを見ると、教育評論家で旭川市いじめ再調査委員会の委員長だった尾木直樹氏が出ていらっしゃいます。加えて、今津寛介市長も出演者に名を連ねています。

旭川市の首長連合は、寝屋川市のいじめ対策サミットを参考にしたものなのでしょうか。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 本市のいじめ問題の再発防止の取組検討に当たりまして参考とさせていただきます大阪府寝屋川市主催のいじめ対策サミットにおきましては、いじめ問題に積極的に取り組む市長のディスカッションに寝屋川市長、大阪府八尾市長、岐阜

県可児市長とともに、本市から今津市長が参加したところでございます。

この事業につきましては、令和4年度の開催以降、2回目が開催されていないところでございますが、このときの参加自治体の首長からは、いじめ防止対策の取組に係る自治体同士の情報交換を継続したいというような意見があったというふうに聞いております。

また、令和5年度からは、こども家庭庁の学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発実証事業のモデル事業の採択を受けた全国の自治体による取組の情報交換が定期的に行われているところでございまして、こうした取組が各市の対策の推進に寄与しているところでございます。

さらには、こども家庭庁のモデル事業が令和7年度いっぱいまで終了予定でございまして、令和8年度以降における国のいじめ防止対策に係る財政支援の見通しも現段階では不明確になっているというところでございますので、取組の継続に向けた財源の確保が共通の課題となっています。

こういったことを踏まえまして、自治体同士の情報交換でありますとか、国への財政支援の要望等を継続的に行う連合組織を発足いたしまして、全国のいじめ防止対策の一層の推進を目指そうとしているところでございます。

○能登谷委員 そうすると、寝屋川市のいじめ対策サミットは、1回で終わって、2回目は開催されてないと。それから、こども家庭庁の財源が令和7年度で終わるので財源があるうちにやりたいというようなことでいじめ対策サミットをモデルにしながら首長連合みたいなことになったのでしょうかね。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 これまでの取組の中で、自治体間の情報共有、あるいは、継続的な事業、実施に向けた財源の確保というようなことについて、これまでいじめ防止対策を首長がリーダーシップをとりながら進めてきた自治体間の中で共通の課題になっておりますので、そういうことを踏まえて首長連合を実施していきたいと捉えているところでございます。

○能登谷委員 結局、その首長連合も財源先にありきなのかなと思ったりしますね。

次に行きます。

今、いじめ重大事態がいまだに解決していないという中で、首長モデルとか旭川モデルとかと自分で言っている場合なのでしょうか。他都市から言われて僭越ながらというならまだしも自分で言うのはどうなのでしょうか。

先日、お会いした市民の方には噴飯ものだなとお叱りを受けました。恥ずかしくないですか。率直な気持ちを伺います。

○石原いじめ防止対策推進部長 いじめの重大事態の対応に当たりましては、これまで事案の全容解明と再発防止への徹底に取り組んできたところでありまして、旭川モデルの推進に向けまして、再発防止の取組として、さらなる強化を図っていく必要があるものと考えております。

そうした中で、いじめ防止対策首長連合につきましては、大変悲しい重大事態に直面した本市の経験や取組の成果を他の自治体と共有いたしまして、全国のいじめ防止対策に活用していただき、また、他の自治体の優れた取組を共有することで同様の事案が繰り返されることのないよう、本市からの発信により発足を目指すものでありまして、現在のところ、寝屋川市をはじめ、複数の自治体の首長に賛同をいただいているところでございます。

首長連合の役員構成でありますとか具体的な活動内容については、令和7年度におきまして関係自治体の首長と調整を図っていく予定でありまして、いじめのない社会の実現を願う全国の自治体の首長とともに、我が国のいじめ問題の解決に向けて活動を進めてまいりたいと考えております。

○能登谷委員 新年度予算と賠償請求について伺います。

昨日も少し議論がありました。また、報道もいろいろ出ているものですから、どうなのかなと思いつつ質問をさせてもらいます。

まず、2021年に旭川市で当時中学2年生の女子生徒がいじめを苦に自殺した問題で、これは未解決の問題ですね。その遺族が約1億1千万円の損害賠償を求めて提訴したということが報道されています。

2月中には訴状が届いたと思われませんが、新年度予算ではどのように対応しようとしているのか、また、補正予算を組む予定なのか、備えはあるのか、伺います。

○工藤学校教育部主幹 令和7年度の予算要求におきまして、いじめ事案に対する損害賠償請求への対応に関する予算額は計上してございません。

○能登谷委員 予算は計上していないということですが、この後の展開によっては新年度に対応しなければならないこともあるということなんだろうと思うんですね。

それで、17日、昨日、共同通信の配信がありましたね。その後、北海道新聞なども追いかけて、今朝の社会面に出ているということになっていますけれども、既に訴状の内容が報道されていますよね。訴状の内容については初めてだと思います。

遺族側が市に約1億1千万円の損害賠償を求めた訴訟で、学校などがわいせつ被害や自殺未遂を認識しながら、いじめから目を背けて責任転嫁し、漫然と放置したと遺族側が主張しているということが17日の関係者への取材で分かったと共同通信が最初に出しました。

訴状の詳しい内容が判明するのは初めてだと。市は、17日、訴状の内容確認や整理を踏まえ、弁護士と相談しながら真摯に丁寧に対応していくとコメントを出したと。これが昨日ですが、そういう報道になっています。

そこで、伺いますが、裁判所への提出時期、市が受け取った時期、被告人は市長なのか、市長と教育委員会などの連名なのか、既に報道されていますので、訴状の概要を伺いたいと思います。

○工藤学校教育部主幹 裁判所への提出時期については承知してございませんが、2月25日に本市を被告とするいじめ事案に対する損害賠償請求事案の訴状が届いております。

○能登谷委員 請求された金額は、この報道のとおり、約1億1千万円ということで間違いはないのでしょうか。その内訳や積算がどうなっているかもお示してください。

○工藤学校教育部主幹 現在、裁判所におきまして当該訴状の内容確認が行われているところであり、現段階では請求された金額ですとか内訳についてお答えすることが難しいことを御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○能登谷委員 新年度の会計で賠償金を払うこともあり得る内容ですが、財源はどのように考えられるのでしょうか。一般会計単独なのか、保険や学校共済給付なども活用できるのか、考えられる財源をお示してください。

○工藤学校教育部主幹 一般的な話になりますけれども、損害賠償金を支払う際の財源につきましては、一般会計に加え、市が加入しております賠償責任保険や独立行政法人日本スポーツ振興セン

ターの災害共済給付金を活用する場合なども考えられるところでございます。

○能登谷委員 市が訴えられているということなので、市長が被告とされていることがうかがえます。そうだとすると、市が加入している賠償責任保険というものを使えるということだと思っておりますね。

さきの第三者委員会や再調査委員会の調査の結果、いじめと死亡との因果関係があるとされていますが、法的な見解が確定したわけではありません。法的な見解を整えて、それにふさわしい賠償を行うべきではないでしょうか。

解決に向けてどのような道筋を考えているのか、伺います。

○工藤学校教育部主幹 現在、裁判所におきまして内容確認が行われているところでございます。

本件に係る今後の対応の見通しにつきましても現段階ではお答えすることが難しいことを御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○能登谷委員 報道がいろいろされていて、議会では言えないというのもなかなか苦しいところがありますね。

それから、最近、発売された月刊誌の報道では、認諾や早期の和解の公算が大だと書かれています。どなたが言ったのでしょうか。

森友学園の文書改ざんを苦にして亡くなった赤木さんの裁判で、国が真相を隠すために認諾が行われたのではないかと報道されましたので、これは記憶に新しいと思うのですね。

今回の場合の認諾や和解はどのようなことを意味しているのか、認識を伺います。

○工藤学校教育部主幹 一般的には、民事訴訟における認諾とは、被告が原告の請求内容を全面的に受け入れ、紛争を終結させる手続であり、和解とは、原告と被告双方が互いに譲歩し、合意によって紛争を解決する手続を意味しておると認識してございます。

○能登谷委員 学校や教育委員会が適切な対応を怠ったためにいじめを苦に自殺したとされる問題ですから、損害賠償を請求されるのは当然のことだと思います。しかし、法的な見解が整わないまま、また、賠償額の積算根拠が不明な中で認諾や和解を急ぐようなことがあってはなりません。

税金の執行が必要な課題ですから、市民にも納得できる解決を図るべきではないでしょうか。

○工藤学校教育部主幹 委員が御指摘のとおり、市民の皆様にも御理解いただけるような解決を目指し、誠実に対応してまいります。

○能登谷委員 全体を通して、学校教育部として、または、教育長でも結構ですけども、この問題にどう対応していくのか。もう報道も出ている中、議会には何も答えないというわけですが、これでいいのかということも含めて、今後の対応の仕方について全体的な意向を聞きたいと思います。

○野崎教育長 ただいま、損害賠償請求の訴訟について御質疑があったところであります。

現段階では、私どもから、こんな内容ですとか、こんな方向性ですということをお示しするような段階ではないということで大変申し訳ないところであります。

ただ、私どもとしては、訴訟があるということ踏まえて、先ほども答弁をいたしましたけれども、市民の皆様にも御理解いただけるような内容で終結を迎えることを目指していきたいというふうに考えているところであります。

○能登谷委員 これで終わりますけれども、いずれにしても大事な問題なので、分からないところでぱっと安易に認諾とか和解とかをするということではなくて、やっぱり、きちっと解決に向けて

取り組んでいただきたいなど。

特に市民が納得できるような対応がどうしても必要ですので、その点では御尽力をいただきたいなどということを申し述べて、後半部分も終わりたいと思います。ありがとうございました。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時06分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○江川委員 おはようございます。

何か、今日はとっても天気がいいですね。そんな中、重苦しい雰囲気にも包まれているので、明るく行きたいなと思います。

まず、物価高騰対策に関して伺ってまいりたいと思います。

前半部分でも多少伺ったことではあるのですが、端的に聞いていきたいなと思います。

今回の1月の臨時会の際に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関して提案され、それが可決され、そして、今回の議会でも幾つか予算の中に組み込まれています。今回は、そのうちの後半部分の学校給食費の値上げ部分に関して伺ってまいりたいと思います。

これが物価高騰対策として入っているということ、そして、今回の予算の財源の考え方について、改めてお示しいただきたいと思います。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 学校給食費の改定に伴う保護者支援につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として実施することとしております。

当該交付金は、食料品価格等物価高騰の影響を受けた生活者等への支援を目的とするものとして、保護者の負担を軽減するための学校給食費の支援が推奨事業の一つとして挙げられておりまして、活用するものでございます。

○江川委員 生活者等への支援を目的とするものとして、これが上げられているということですね。

今日が多いと思うのですが、旭川市内では中小企業の春闘の回答日が今日の午後になっているということは何となく聞いています。昨日、今日あたりなのかなというところですね。この間、ずっと春闘に関して物価の上昇というのが挙げられていて、それに伴う賃上げの春闘が報道されてきました。

3月14日10時時点の連合の会長の言葉なのですが、中小組合も加重平均で5.46%、それから、中小組合の賃上げ率が5%を超えるのは1992年以来33年ぶりであるということです。

それでも、実は生活が向上したと実感している人は少数にとどまっているということ、それから、個人消費が低迷しているというような言葉がこの間にずっと言われています。

そして、恩恵を受けにくい世代として40代、50代がいて、今回の賃上げにおいても、その方たちが賃上げの影響を受けていないということがここ数日ずっと報道されていると思います。

なぜそこが恩恵をなかなか受けにくいのかというと、氷河期世代で就職に困難を抱えていたということから、上げなくても辞めないんだという言葉が企業から出たという報道も見て、そうかと思

ってびっくりしたところですよ。そして、今、まさにその世代の方が子育て世代として学校に子どもを通わせているということが多いと思います。

学校給食費に関しては、もともと手数料というのがかかっている、例えば、学校側からの手数料をなるべく下げるためにということで支払い機関を変えたところもあると思うんですね。今まで一括で払うことによって手数料を少し抑えてきた世帯にとっては、変わるによって、毎月の支払いになってしまって、逆に手数料の負担が上がっているという実態もあります。

そして、保護者負担が実質的に今回値上げとなります。その点、それぞれ1人当たり幾ら値上げとなるのか、負担額や方法の検討はどのような内容となっているのかをお示しいただきたいと思います。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 令和7年度の学校給食に係る保護者負担額の増加額であります、小学校及び中学校1・2年生は、それぞれ5千400円、中学校3年生は5千100円の増加となります。

学校給食費につきましては、各学校で保護者から個別に徴収し、それを一括して学校給食共同購入委員会等へ振り込む方式を採用してきているため、令和6年4月からの振込手数料の有料化に伴いまして、旭川信金を利用した場合は年間で約5千円、学校の規模にもよりますが、1人当たり年間で10円ないし100円程度の負担と見込んでございます。

給食費の保護者負担につきましては、物価高騰に伴う生活への影響を踏まえ、額や時期など、負担の在り方を検討してきたところでございます。

○江川委員 この物価高騰のさなか、段階的な値上げということで、今回、第1弾値上げするんだと。物価高騰対策にはおかしいんじゃないかしらというところがあるわけです。無償化の流れがあります。今回の値上げは逆行していると私は考えます。

そして、物価高騰対策という考え方を聞いていても、本来は全額を負担すべきだったのではないだろうか、値上げをしないで据え置くということを考えなかったのか、そういったことを疑問に思っているわけです。

物価高騰対策に対する考え方をお示しいただきたいと思います。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 1食当たりの単価につきましては、令和5年度の改定において、上昇分を公費負担とし、保護者負担を据置きましたが、食料品価格等の価格上昇が続く中、バランスよく必要な栄養を摂取できる学校給食を提供するため、令和7年度に再度の改定を行ったところでございます。

令和5年度及び令和7年度の改定に伴う上昇分につきましては総額3億円程度となるため、保護者負担の額や方法の検討を重ね、値上げ幅の大きい令和7年度の上昇分、約1億7千万円について支援し、令和5年度の上昇分は保護者負担としたところでございます。

○江川委員 実質的には値上げということですよ。では、そのことを保護者は分かっているのだろうかという、市政方針等を見ましたけれど、周りの保護者に確認したら、えっ、旭川市がその分を負担してくれるんだよねという言葉が出るのです。つまり、説明が不足しているということですよ。令和5年度はもう過ぎた話で、令和7年度に値上げするんですということだと思っております。

配分は市長部局なのだと思うのです。先ほどもありましたが、5千円を1月に配ったのでという話があったかと思うのですけれども、保護者負担分をなぜ物価高騰対策でということなのか、総額

3億円のうち、1億7千万円は負担するけれども、残りの分は保護者負担としたのはどういう考え方からなのか、副市長に伺いたいと思います。

○中村副市長 民生所管部分でもお答えしましたがけれども、全体的な物価高騰対策への支援ということ踏まえまして、一定程度範囲が広がる恩恵が出てくるような事業でありますとか、継続的に効果が出てくる事業というようなことも考えました。

そして、子育て文教分科会の所管の部分でありますと、先ほどの能登谷委員の質疑の中でもお答えしましたがけれども、今、江川委員もおっしゃいました18歳以下の子を持つ世帯への5千円の給付でありますとか、また、物価高騰のこととは別ですけど、子育て、教育の予算など、様々なことを踏まえ、最終的に教育委員会とも協議し、給食についてはこのような負担をお願いするということを決めたところでございます。

○江川委員 この点、5千円はすごいなと思うんです。でも、値上がりするのは、安いほうでも5千100円です。5千円で全て賄ってくださいと。随分な包容力ですよ5千円と思うところです。

でも、残りの分は1億3千万円ですか。給食費無償化が言われている中ですし、様々な議論が行われている中ですので、据え置くべきだったと思うのですけれども、もう一度見解を伺います。

○中村副市長 同じ答弁になってしまうのですけれども、全体的な市の予算でありますとか子育て分野、あるいは、教育の分野にかかる予算等も含めまして、そして、物価高騰対策の交付金につきまして、市全体の予算配分の中でこのような配分にしたということでございます。

○江川委員 全体を見て配分したということなのですけれども、さきにも申し上げました。また、今回、後半部分でもLEDのことが載っています。うちの会派としては学校給食費の値上げ分は据え置くべきだと考えていますし、この部分に関しては市長に直接審議を求めたいと思いますので、市長総括をお願いいたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの御発言につきましては、総括質疑のお申出ということで取り扱わせていただきます。

引き続き、御質疑願います。

○江川委員 次の項目に移りたいと思います。

物価高騰対策に関しては、もう本当に様々な議論がありました。今の副市長の答弁でも、学校給食費というところで5千円ということが出ました。これは私の質疑の一番最後にも出てきますので、ぜひ今の言葉を覚えておいていただけるととてもありがたいなと思っています。代表質問でもこの5千円は活躍しておりました。

次ですけれども、昨日、そして、さきの能登谷委員の質疑から少し引き継ぎながら図書館に関して伺ってまいりたいと思います。端的になるべく短く、さくさく行きたいと思います。

図書館の予算に関して、今回、私の課題認識としては、システム更新、機能更新、そういった新機能を導入するに当たってどこが減ったのだろうかというところでした。

全体的な予算は昨日に出ましたので、あえて今日は伺いませんけれども、全体としては人件費が少し削減されているということでした。でも、そうであるならば、最低限、図書館としてどういったところを今後守っていかなければならないのか、保証していかなければならないのか、そういったことを議論する時期が来たのだなと思ったわけです。

公共図書館というのは、そのまちの民主主義をはかるはかりだと私は思っておりますし、まず、

図書館がなぜ公共であるのかです。

法律としては国立国会図書館法、それから、小中高大の学校に設置されている学校図書館法、この法律はそれぞれ別になっています。そして、それとは別に、図書館法ということで公共図書館に関しては法律がそれぞれあって、図書館に関する法律は3つあるのですね。その前に、憲法であったり、教育系の法律であったり、社会教育法だったり、いろいろなものでそれぞれが定義されています。

その中で別の法律を持っていても、図書館という名前がつくものについてです。最近、近隣のまちでは、図書館法にのっとりない、市長部局に設置されている類似施設を図書館と呼んでいることもあるのですけれども、そういったところであっても、全てにおいて図書館の自由だけは掲げているわけです。それは、憲法が知る自由を保障しているためです。

それはなぜなのか、まず、冒頭で教育長に伺いたいと思います。

代表質問では思想信条の自由と表現の自由に関する見解をいただきましたが、図書館の自由に関して教育長の見解を求めます。

○野崎教育長 図書館の自由でありますけれども、公益社団法人日本図書館協会が1954年に提言をした図書館の自由に関する宣言で示している利用者の知る自由を含め、図書館サービスのあるべき姿だと認識をしているところであります。

○江川委員 では、部長にも同様に伺いたいと思います。

図書館の自由に関して、社会教育部長としてどのようにお考えでしょうか。

○佐藤社会教育部長 教育長と同じ見解でありまして、図書館の自由に関する制限は、図書館関係者の倫理綱領、自律的規範であると認識しております。

○江川委員 今お示しいただいた考え方は、何となくですけれども、じわじわと変化をしてきているような気がしております。

というのは、様々な考え方の変化であったり、時代の情勢であったり、求めに応じて成長する有機体であるのが図書館だからだと思います。そういったことも大切だとは思いますが、一方で、根っこの部分は決して揺らいではいけないと考えております。そこで、改めて、この点を確認したいと思います。

まず、今回、システムに対して、いわゆるマイナンバーカードとの連動が市長の市政方針の中でも出されておりました。

システムに関わる部分に関して、予算の内訳をお示しいただきたいと思います。そして、新機能導入費の財源についてもお示してください。

○登野社会教育部次長 図書館管理費のうち、図書館情報システムの賃貸借料の予算は、現行システムの再リース料として月額113万3千539円であり、4月から9月までの6か月分合計680万1千234円となっております。

10月からは、システム更新のための長期継続契約5年分として1億5千677万5千860円を見込んでおり、令和7年度分は新機能導入費を含めて1千954万9千506円となっております。

新規導入費の詳細については、プロポーザルの受託候補者選定前でございますので、回答は控えさせていただきますが、財源につきましては、新しい地方経済生活環境創生交付金953万8千円

を充てることとしており、そのほか1千1万1千506円は一般財源の予定となっております。

○江川委員 財源の半分がいわゆるマイナンバーカードに関わるようなものだ。正確に言うとマイキーポータルシステムと関係するのだということですね。こういった新機能と引換えになったのが人件費だと思います。会計年度任用職員1名分ぐらいの人件費が減額となっていると。

そして、昨日の質疑でもありましたけれども、人数自体に大きな変動はありません。では、どこだったのかというと、働いている人たち十数人分の待遇を少し改悪することによって、賃金は上がるけれども、補填はできるけれども、働く時間を短くしていただくとか、いろいろな中での交換が行われたということを知っています。

その人たちから言われた言葉というのは、一生懸命働いてきたんだよねというものでした。正直、すごい胸が痛くなる言葉ですよ。この辺りに関しては、正直、今回は時間がないので、別な機会にしっかりと行っていきたいなと思っているのですが、昨日話題になった自動車文庫の運転手もそうで、働く時間が短くなり、本来、新年度から少し上がるかなと思っていたお給料が少ししか上がらない、それとも現状維持か、そういったことがあるのですが、求められていることはすごく増えていると思うのです。でも、応えても働きが認められないという切なさからもやもやしていて、やり切れないなという気持ちですごくいっぱいここ数日でした。

さて、システムの更新に関して伺ってまいります。

先ほどありましたプロポーザルの受託候補者選定前ということでしたが、2月からもう既に入札が行われています。

入札を議決前に行った理由の説明をお願いしたいと思います。そして、仕様について、公開されていますので、ぜひ御説明ください。

○登野社会教育部次長 現在、プロポーザル方式による受託候補者の選定を進めており、受託候補者とは、実施要領に記載のありますとおり、新年度予算議決後に随意契約により契約を締結する予定であります。

今年度内にプロポーザルを行っている理由といたしましては、データ移行や機器の調達に一定期間を要することから実施に至ったものであります。

仕様については、図書館情報システムの更新のほか、業務効率化や利用者のサービス向上を目的として、通信アプリによる予約及び督促連絡やマイナンバーカードとの連携を想定した内容となっております。

○江川委員 26日に選定予定ということで、ホームページにも公開されております。また、仕様も全て公開されておりますので、拝見をした上で私はこの項目を作ろうかなと思ったのです。

では、今、私は何の審議をしているんです。予算ですよ。でも、予算は議決されていないですよ。それなのに、中身が決まっていると。どんな内容にするんですかねということも含め、びっくりしました。導入する機器も大分細かく載っていて、何かすごいなと思っていたところです。

図書館のシステムは結構難しいというか、限られた特殊な業者という感じですので、受けられるところというのはある程度限られるでしょうし、特に電子目録の引継ぎが難しいのだと思うのですよね。

MARC（マーク）、目録というのがあって、それを全部引き継げるか、そのノウハウが必要なので、限られてくると思うのですが、ちゃんと競争になっているのでしょうか、再入札などを行

う必要はないのか、伺います。

○登野社会教育部次長 公募型プロポーザルによる提案を求めており、価格のみによらず、受託者の能力、技術、センス、経験等による提案内容及び手法などを審査するため、競争性は保たれているものと考えております。したがって、再入札は必要のないものと考えております。

○江川委員 今のまま何とか頑張って突き進みたいという答弁でした。

私は、今の御答弁の中ですごく好きだなと思ったのがどういう内容で審査をするのかという審査基準で、価格だけではなくて、受託者の能力、技術、センス、そして、経験等なのです。ちょっと待って、センスですか、いや、これはいいなと思いました。センスが審査項目に入っているんです。実は、私はもともと司書だったので、いやあ、図書館だなとすごく思いました。

というのは、検索ワード、それから、特に目録を使う人間のセンスがすごく重要なんですよ。何を入れたらどういうものが出てくるのか、こういうものを出すためにこういうワードを入れるということが必要なのです。だから、センスが入っているのかしらと思ったのです。

ただ、公平な競争に資するためにはセンスというのはやや主観的なんじゃないかしらというのは一言申し上げておきますが、図書館ならではだなとも思っています。私はセンス大好きですよ。

1問をさらっと飛ばそうかなと思っているのですが、マイキープラットフォームというのがある、マイナンバーカードとはちょっと違うんだよと。セキュリティーの高い仕組みなんだよとは言うけれども、実際のところ、システムがもし一緒になってしまったら、それはまずいんじゃないですか。

図書館の自由に関する宣言の中では、図書館のシステムと直接的には全てを一緒にしないということが原則になっています。でも、今回のシステムを確認しますと、図書館利用者カードがマイナンバーカード一枚で希望する全国の図書館の利用が可能というのがうたい文句でした。どういう意味でしょうか。

そして、図書館貸出履歴が記録されることはありませんとあえて書いてありました。わざわざ記載されている意味についてもお示しいただきたいと思います。

○登野社会教育部次長 マイナンバーカードを図書館利用者カードとして活用することで、マイナンバー利用を導入している図書館に限り、初回に各自治体の図書館利用者カードの番号をマイキープラットフォームに入力することでマイナンバーカードだけで登録した各図書館を利用することが可能となります。

例を挙げますと、北海道立図書館が既に導入済みですが、マイキープラットフォームに道立図書館の図書館利用者カードの番号と、さらに、旭川市の図書館利用者カードの番号を登録すれば、両方の図書館利用者カードを持ち歩かずマイナンバーカードだけで利用が可能となります。

また、デジタル庁のマイキープラットフォームに関する資料には、委員が御指摘のとおり、図書館貸出し履歴が記録されることはないとありますが、情報が漏れるのではないかと懸念する方が少なからずいらっしゃるということで記載されているのではないかと思います。

○江川委員 情報が漏れるのではないかと懸念する方が少なからずいらっしゃるということなのですけれども、なぜそういうふうになったかということ、図書館の自由に関する宣言があります。

多くの方は、恐らく、大きな5項目は知っているのかなと思うのですが、実は、図書館の自由に関する宣言というのは1979年に改定されていて、かつ、コロナ禍後の2022年5月に

「図書館の自由に関する宣言1979年改訂」解説第3版というものが出されています。今、これが基本になってきているということで、時代の変化に合わせて様々な考え方があるんだよということがかなり分厚い解説書に記載されています。図書館の自由に関する宣言というのが時代背景に応じて行われてきたということですね。

特に、最近では、思想信条の自由です。皆さん、右派のイメージを勝手にお持ちの方が多いのですが、実は、どちらかというと、図書館が危機感を持って規制してきているのは人権派と呼ばれている人たちのことで、それがこの中には書かれているのです。今後考えていくときにはそれが重要なのだろうなど。図書館の公平・公立性がとても重要なのだということですね。

それらのことプラス、プライバシーというものの中には、来館している、利用登録しているといったことも図書館が利用者の秘密を守るという中に入っているのです。全国どこでも使えるのは大変ゆゆしき事態なのではないかというふうにある意味では受け取るわけです。

旭川市も接続を予定しておりますが、これはその段階でちゃんと考えてほしいなというふうに思いました。というのは、図書館が持つ役割がぶれたんじゃないだろうかというところが心配になりました。

旭川市の図書館において、現在の仕様書には、システム上、マイキープラットフォーム単体の機器というのが示されており、これは接続するということがはっきりと示されたということかと思えますけれども、この変更は可能なのでしょうか。

○登野社会教育部次長 次期図書館システムの更新につきましては、現在、受託候補者選定中であり、今後、旭川市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインの仕様書は企画提案のあった内容に基づいて定める必要があるが、評価対象にならなかった事項などを企画競争の意義を損なわない範囲で変更することは可能であるに基づき協議することとなっておりますので、本市におきましては図書館システムとマイキープラットフォームに接続する端末を分離させたいと考えております。

○江川委員 つまり、図書館のセンスに基づいて、ここは評価対象にしないと今おっしゃったのかと思います。

2月末、26日でしたでしょうか、手を挙げた業者たちは、その仕様書を見て、できるよというふうに思ったのか、それとも、これを提案しようと思ったのか、そういった業者に対することが本当は重要だったと思うんですね。正しい情報を提示しなければならないし、これが正しい情報だったとしたら、議会の議論を得た上で正しい情報として出すべきだったんじゃないだろうかというふうに思っています。

ただ、時間がかかるということも理解はしているので、ぜひ、その点についてはしっかりと見直しをかけて、業者の不利にならないように話をしていただけたらということは指摘させていただきます。

そして、これ以上、図書館が大事にしていかなければならない自由を守っていくためには、会計年度任用職員、特に図書館員の人数、また、人数だけではなく、働き方が大切です。司書というのは図書館の構成要素の一つなのです。

雑誌の記事に人数は違いますというようなことが書かれていたと思うのですが、あれは読み方としてはどうなのだろうと。人数的にはもしかしたらやや異なっているのかもしれないのですけれども、司書の資格を持っている人の数で言うならば、そのぐらいの人数だよというふうには思っ

ですね。

会計年度任用職員とはいえ、例えば、運転職種の方に関しては大型2種免許を持っています。司書の資格は求めています。でも、図書館の業務に関わる人たちに対しては短大以上の司書資格を求めています。ここが少し異なるのかなというふうに思っているのですが、そういったことからいうと、やはり待遇を悪化させていくことについてはぜひ今後検討していただきたいと指摘させていただきます。

この点について、今、分離をすとおっしゃっていただきましたので、旭川市の図書館としての役割を改めて市民に保障すること、そして、それ以外の部分に関しては今後考えていこうかなと思っていましたけれども、やっぱり最後に確認をしておこうかなと思っています。

まず、部長に、旭川市図書館が果たしていく役割について、そして、今後の旭川市図書館が果たす役割について、図書館の自由を踏まえ、所見を伺いたいと思います。

○佐藤社会教育部長 今後の図書館の運営について、また、図書館の自由についてというお話もありました。

先ほども御答弁申し上げましたが、図書館の自由については、公益社団法人日本図書館協会の図書館の自由に関する宣言については、過去の図書館に係る様々な歴史的事実などを踏まえ、作成されたものと認識しておりまして、図書館サービスのあるべき姿と認識しておりますので、今後もそうした考えに基づき図書館運営を行っていきたいと考えております。

○江川委員 考えに基づいてということ、そこは決して揺らがないぞということをおっしゃっていただいたのかなというふうに思っております。

同様に教育長にも同じく伺いたいと思います。

今後の旭川市図書館が果たしていくべき役割について、そして、図書館の自由を踏まえ、所見を教育長に伺います。

○野崎教育長 繰り返しになるところでありますけれども、公益社団法人日本図書館協会が提言した図書館の自由に関する宣言については図書館サービスのあるべき姿だと認識しているところであります。

今後も、そうした考えに基づき図書館運営を行っていきたいと考えておりますし、代表質問でもお話があったように、思想、信条の自由など、基本となる憲法の規定は大切にしていかなければならないものだと思っているところでありますので、そのような趣旨を踏まえて運営に当たっていければと思っております。

○江川委員 教育委員会としてそのような考えで運営に当たっていければというお答えをいただきました。

図書館がなぜこれだけいろいろな法律によって定められているのかを改めて考える機会になったのだと思っただけですけれども、分かりやすく何かに例えられたらと思っただけ、思想、信条の自由はもちろん、本も人によって様々で、そして、情報を保障する施設なのだということが意外に見失われがちなのかなというふうに思いました。

分かりやすく言えば、公衆浴場に近いものだと実は思っています。公衆浴場というのは、清潔な生活というか、衛生に関わるものを保障するところですよ。そう考えたとき、情報を様々な人に保障する施設であると。だから、どういう人がどんな情報をどういうふうに分けてもいいのだという

ことです。ただ、そこには公共の福祉に反しない限りということが入っています。

自由に関する宣言の中では、コロナ禍での自分たちの在り方、そして、戦争中、これはやっぱり人倫にもとるよねと言って思想善導といいますか、よい方向に導こうとしてしまって思想統制に入ってしまったという自分たちの危険性を書いているんですね。でも、図書館ではそれを守らなければならないと私は考えています。だから、あえて今まで教育委員会にしかこの質問を投げかけてきませんでした。

ただ、様々な機構改革の中で、図書館法にのっとったものでも、図書館の自由に関して、市として市長部局に移してしまっている、補助執行としてしまっている図書館も出てきているんですね。

ですから、あえて副市長に伺おうと思います。

教育と市長部局の分離独立性は重要だと私は考えております。そのことを述べた上で、副市長に対し、教育行政に対する今回のことの見解を伺いたいと思います。

○中村副市長 図書館行政も含めて、教育というのはその時々政治に左右されるものではないという一つの考え方の下に教育委員会という独立した行政機関があると考えております。ただ、予算的なことには、当然、市長の権限も入ってくるわけです。

なお、今後も、この分科会等でも答弁していますけれども、機構改革を予定しております。そういった中でも、今言った考え方をきっちり尊重しながら、機構改革に取り組んでまいりますし、今後も、教育委員会の独立性は大切にしていきたいと考えております。

○江川委員 ありがとうございます。

というのは、昨年、荒川区のゆいの森あらかわの図書館を拝見いたしました。東京都内で唯一、直接雇用しているところですね。ほかはほとんどが委託なのですけども、あそこだけは直営の図書館です。

そこはどうなっているかということ、予算、そして、教育行政の両方に鑑み、独立しているのです。そういう形で守られるところもあるのだなと改めて学んだところですし、予算のことも含め、今後しっかりと議論をしていきたいと申し上げて、この項目に関しては終わりたいと思います。

次です。ここまでも明るかったつもりなのですが、ここからも明るく、さくさく行きます。

10款5項5目の文化施設等整備費、文化ホールの設備整備に関して重ねて伺ってきたいと思います。

文化会館の建て替えに係る予算832万2千円に関して、予算の内訳と財源、また、前年度予算と比較した増減をお示しいただきたいと思います。そして、令和7年度の取組内容についても簡潔に説明をお願いします。

○熊澤社会教育部主幹 新たな文化会館の整備に向けた文化施設等整備費の内訳としましては、基本計画策定に係る支援業務などの経費として820万2千円、先進事例調査に係る経費として12万円となっております。財源は全て一般財源であります。

前年度予算額との比較では11万7千円の減額となっております。

新年度は、令和6年度に引き続き、施設整備内容の具体的な検討を行う基本計画検討会の開催や関係団体の聞き取りを行うなど、基本計画の策定に向けた取組を進めてまいります。

○江川委員 基本構想の中で機能ですとか役割についてある程度想定をしながら、丁寧な議論の中で理念が定められてきたと思いますし、その中で場所の選定に至ったと認識しているところです。

これまでにない機能や役割とはどんな機能を想定し、どんな意見があったのかもお示しいただきたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 基本構想では、7つの基本的な役割と4つの基本的な機能について、これまで様々具体的な御意見をいただきながら、目指す施設となるよう、基本構想の中で意見などを整理してまいりました。

例えば、基本的な役割では日常利用がございしますが、目的がなくても施設を訪れることができ、自然な流れで利用者間の交流を生むような空間とすることで市民生活の質の向上に資する施設を目指しております。

また、基本的な機能では発信がありますが、新施設に関する情報の積極的な周知に加え、まちの文化や文化芸術に関する人材、活動に関する情報発信の拠点を目指しております。

基本構想で定めた役割や機能それぞれについて様々な視点からの見方や考え方も想定されますが、これまでにない、または、十分に発揮できていない機能や役割となっている点もありまして、基本構想で定めた内容を踏まえて、基本計画策定においても目指すべき施設となるよう、引き続き議論を続けてまいります。

○江川委員 その中でキーワードマップというのがずっと出されておりました。大変分かりやすい内容で、この議論の仕方というか、見せ方に大変感心していたところです。

交通ですとか搬入路なんかを見ていくとき、この施設の予定地を見ると、プラタナスの木の側、いわゆる永隆橋通からの搬入が無難なのかなということが議論の中で出されているのだなというふうに私は受け止めておりました。

ほかの周辺整備なんかも含めて、せめてどっちが正面なのかなだけでも示していただくと、周辺の人もうれしいのかなと思いますので、その見解を伺いたいと思います。

そして、いわゆる搬入路ですとか交通なんかは3つのところに設置しているから大丈夫だというようなことがあったと思うのですけれども、素人考えではどう見ても狭いよね、1つは狭いよねというふうに思ってしまった。そういった場合、交通・運輸関係のことにっては運転従事者なんかの意見を聞くような機会もあったほうがいいのかと思うのですが、ほかの部との連携は考えられているのか、伺いたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 大型車などの搬入路につきましては、建設予定地の選定を行う際に検討会でも議論されました。

建設予定地となりました旧総合庁舎跡地ですが、4車線道路の緑橋通と永隆橋通、2車線道路の6条通の3つの道路に面しております、いずれも大型車の搬入経路として利用可能な幅員がある道路であると認識しておりますが、搬入路の計画では、接道する道路条件のほかに、施設利用者との入り口などと分けることが望ましいなど、施設利用の安全、利便性に係る配慮について、これまでの検討会にて専門家より助言を受けたところです。

そういった意見も踏まえまして、これから施設規模や施設配置とともに、様々な視点から施設全体の検討が進められると考えております。

また、交通・運輸関連に関わって、他部との連携とのお尋ねがありましたが、本事業は中心部における大型公共施設の整備でございますので、本市まちづくり全体にも様々な影響が見込まれる場合にはその影響に対して必要となる関係部局などと連携してまいります。

○江川委員 ちょっと細かい点ですが、多機能化に関する意見というのが結構ありました。このキーワードマップを見て、おおっと思ったのですが、多くの要望が上げられている中で、何を優先させて、取捨選択し、何を諦めてもらうかといったことも今後の中では重要だと思っています。

旭川市というのは方針が結構ぶれるなと思っています。最初はこういうふうに言っていて、根っこの部分はこうですよと一生懸命言っていて、そこまではすごい丁寧なのに、1年ぐらい空いて、突然、あら、びっくりということがあるなと思っています。いろいろな方法、対話の重視とか、そういったことがあるよなというふうに思っております。

1問飛ばしちゃいますけど、私はこのキーワードマップがとても重要だったなと思っています。というのは、議論の経過が一枚で示されており、物すごく分かりやすいのです。しかも、どういったところが増やされているのかも明示されていて、これはすばらしかったなと思っています。これをぜひ継続をしていただいて、かつ、これをきちっと発信をしていただきたいなということをお願いしておきたいと思います。

こういった冊子も出ていますが、これが一覧表になってしまっていたんです。そうではなくて、いろいろなところで分散して見えるような形のほうが分かりやすかったんじゃないかなと思っています。SNSの発信なんかのときにはこれをうまく活用していただきたいと思います。

そして、この議論やキーワードマップなど、様々見ていく中で、これまでの利用者ではないということがある意味での新機能なのだなということがよく分かりました。

これまでも様々な人たちによって議論がなされているところでいうと、例えば、ユースセンター、そして、旭川市の本庁舎に入らなかったシビックセンターのような機能が求められていることなのだとすることがキーワードからも浮かび上がっていますし、それが新機能として入っていくとより具体化していくのではないかと思います。そうした若い世代をターゲットにした居場所ということも想起できるのですけれども、いかがでしょうか。

そして、子どもの意見の表明に関しても併せて見解をお示しいただきたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 これまでの検討会での議論ですとか利用団体、ヒアリングなどにおいても具体の施設内容について様々御意見をいただきました。

いただきました御意見なども踏まえ、基本構想で示す基本理念や施設の役割、機能を果たすことができる施設となるよう、今後さらに議論を積み重ねて、その中で具体的な施設内容が決まってくるものと考えております。

また、新年度では、今年度の検討会で議論された内容について、より多くの市民に分かりやすくお示しして、さらに広く多くの方々に興味を持っていただけますよう、これまで利用していただいている方々に加えまして、若い世代などからも意見をいただけるような情報発信の工夫に努めるとともに、子どもの意見表明について、旭川市子ども条例に基づく考え方も踏まえつつ丁寧に意見を伺ってまいります。

○江川委員 結構長いスパンでの施設整備になってきます。丁寧な議論が必要だというふうに当部が考えているということだと思って、その意見もすばらしいと私は思っています。

今ちょうど10代に入りかかったような子どもたちが利用のメインになってくるような施設になるのだらうと思います。そして、その子たちが借金を返済していくということだと思っていますので、自分たちが当事者なのだということをしっかりと知らせてほしい。

そして、旭川市子ども条例の第13条の意見の表明権です。こういったものを旭川市は持っています。子ども施策に関し、こども大綱を作るときに子ども会議が行われるなど、様々なことが行われていました。ぜひ、どの年代からも、特に幼い子どもも含め、意見を取り入れていくような機会をつくってほしいということを指摘させていただきたいと思います。

そして、この場所については、課題の一つとして駐車場が少ないということが書かれていました。逆に言うと、駐車場を必要としない世代が集まるのには適しているのですね。

様々な方向からのバス路線の動線の中にここはあります。終点であったり始発であったりはしないのですけれども、この近くに降りて、ここに来て、勉強なりなんなりして、お家に帰っていくことができる、交通の集約点に近いような役割もあると思うので、ぜひ、その点にも鑑みながら旭川らしい施設を。この中にも書かれていますが、ユニークさ、シンボル性、そして、旭川らしさを発揮していただきたいと申し上げて、この項目を終わりたいと思います。

委員長、この辺りで時間がちょうどいいので、取り計らいをお願いしたいと思います。

○高橋紀博委員長 それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○江川委員 昼からも元気よくと思います。

まず、能登谷委員も元気よく明るくやっていたということでしたので、その点、おわびしておきたいと思います。少し端的に、スピードを上げて淡々と行きたいなと思います。

ここから、2点、外国語に関する課題を取り上げていきたいと思います。

インクルーシブというのは、障害のあるなしというようなことだけではなくて、ほかの文化を持ったようなお子さんであったり、ほかの文化を理解するということがとても重要だと思っています。

英語教育推進費の事業概要について伺います。

○末木学校教育部長 本事業は、小中学校における英語教育などの充実を図るため、小中学校へ外国人英語指導助手、いわゆるALT及び小学校外国語活動サポーターを派遣するとともに、児童生徒や教員の研修会を開催するものであります。

令和7年度の予算額は3千919万6千円となっており、その内訳は、ALT及び小学校外国語サポーターの報酬及び通勤手当として3千865万4千円、教材や通信費として45万2千円などとなっております。

○江川委員 外国語活動サポーター等の報酬及び通勤手当として3千865万4千円ということですので。

学習指導要領の外国語の取扱いについて、小学校の学習カリキュラムはどうなっているのか、そして、中高学年の外国語の狙いや内容と時数はどうなっているのかをお聞かせください。

○末木学校教育部長 現行の学習指導要領におきまして、小学校中学年は、外国語活動として年35時間指導することとなっており、聞くことや話すことの言語活動を通してコミュニケーション

を図る素地となる資質、能力を育成すること、高学年は、外国語科として年70時間指導することとなっておりまして、聞くことや話すことに加え、読むことや書くことの言語活動を通してコミュニケーションを図る基礎となる資質、能力を育成することを目指しております。

○江川委員 コミュニケーションを図る基礎となる資質、能力を育成することが小学校とのことでした。

では、中学校の外国語の目標と内容について伺います。また、英語を話せるようにするためにはどのように指導しているのでしょうか。

○末木学校教育部次長 中学校の外国語科については、各学年140時間指導することとなっており、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通しまして簡単な情報や考えなどを理解したり、表現したり、伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質、能力を育成することを目指しております。

また、話すことにつきましては、目的、場面、状況に応じて英語の会話でコミュニケーションを図る活動や考えたことなどを英語で伝える活動等を学習課程に繰り返し位置づけながら指導しております。

○江川委員 うちの子ども2人とも小学校から英語が入っているのですけれども、特に中学校に入った娘のほうが、小学校時代よりも英語に関する意識が変化しているような感じがいたしました。

そこで、伺いますが、ALTの配置はどのようになっているのでしょうか。ALTの学校訪問の回数はどうなっているのか、英語力向上に向けたALTの役割と指導内容を併せて伺います。

○末木学校教育部次長 本市では、現在、7名のALTを直接雇用してまして、市内の全小中学校に派遣しており、今年度は平均して10.3回程度派遣しております。

ALTの役割につきましては、小学校5、6年生及び中学校の外国語の授業における学習活動のアイデアや教材の提供、英語の対話を通じた児童生徒の聞く力や話す力等の育成などの指導補助を行っているところであります。

○江川委員 1問飛ばしますが、英語の対話を通じた児童生徒の聞く力や話す力などの育成の指導補助というのがALTの役割だということです。

児童生徒の英語力育成に向けた指標があると児童生徒の意欲や教員の意識が高まると考えますが、そういった指標はないのでしょうか、伺います。そして、児童生徒の意識についてのアンケートなどを通して把握する取組を行っているのかも併せて伺います。

○末木学校教育部次長 児童生徒の指標としましては、本市の小中学校では、学習指導要領などに基づきまして、小学校高学年及び中学校で単元ごとや学年ごとに目指す姿を示したCAN-DOリストを作成しております。

また、指標を踏まえた授業改善に向け、教職員研修等の機会を通じて、CAN-DOリストの活用や、児童生徒の話すこと、聞くこと、読むことなどの技能を着実に身につける指導の在り方などについて教職員の理解を図っているところであります。

また、児童生徒の意識につきましては、毎年、ALTの派遣に関するアンケート調査を小学校5年生以上に実施しておりまして、今年度の結果として、積極的に英語でコミュニケーションを図ろうとしている、どちらかというとしていると回答した児童生徒は8割弱となっております、年々増加傾向にあります。

○江川委員 旭川市内に外国の方が増えてきていて、そのような中でちょっと困っていそうだったので、私が日本語で普通に声をかけたら、うちの娘に知らない人に話しかけちゃいけないのよと言われたのです。ただ、それとこれとはまた別で、日常化していくというような、そういう日常的なところでの言語コミュニケーションを含めた視点が必要なんじゃないかなというふうに思っています。このアンケートに関しては、今後、日常の中でどのように関係しているのかというところを考えていく必要があるという点を指摘させていただきます。

この項目の最後になりますが、これまで児童生徒に関する部分を伺ってまいりました。そして、先生方に関する部分というのを聞いたとき、学校の先生方がとにかく自己研さんにとっても励んでいるという様子が分かりました。とても努力されているのだなという点、本当にすばらしいなというふうに思います。

その先生方の努力を踏まえて、今後どのように児童生徒の英語力の向上に向けた取組を進めていくのか、この点をお聞かせいただきたいと思います。

○末木学校教育部次長 グローバル化が加速していく未来社会を生き抜く本市の児童生徒にとって、英語によるコミュニケーション能力を身につけていくことが一層重要になるものと考えております。

そのため、今年度は、ALTの派遣方法を工夫しまして派遣回数を増やすとともに、児童生徒向けイングリッシュ・チャレンジ教室についてはALT全員で対応し、ALTと会話する機会の充実を図っております、次年度もこうした取組を進めてまいります。

また、教員で構成する英語の授業力向上プロジェクトチームにおきまして、次年度は児童生徒に示す指標やよりよい活用方法について検討することとしておりまして、旭川市の児童生徒が英語に親しみ、積極的に英語でコミュニケーションを図る資質や能力を育成することができるよう、英語教育の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○江川委員 この項目を調べる中で、旭川市ではALTの先生方が子どもたちと接しながら文化も含めて教えているということ、とてもすばらしい取組をしているのだなという点は分かりました。本当にこの点、頑張っていていただきたいと申し上げて、この項目については終わります。

そして、これと少し関係しているのですが、日本語に関する支援、配慮が必要な児童生徒への支援に関して伺ってまいりたいと思います。

外国籍などで日本語支援が必要な児童生徒には特別な教育的ニーズがあると考えていますが、特別支援教育推進費においてこういった措置がされているのでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 特別支援教育推進費は、特別な教育的ニーズのある児童生徒について、その一人一人のニーズを把握し、適切な教育的支援を行う特別支援教育の推進を図るため、特別支援教育補助指導員の配置などを行うもので、令和7年度予算として2億7千181万2千円を計上しております。

外国籍等の児童生徒への日本語の支援は特別支援教育ではありませんが、学校の状況によっては特別支援教育補助指導員を配置する場合もあり、また、日本語ボランティアを募集し、支援を行っております。

そのボランティアへの交通費として、特別支援教育推進費において旅費13万1千200円を計上しております。

○江川委員 この分科会ではないのですが、今後、外国人材の活用に向けて、そういった

方たちの受入れに関するような取組というのが本市でも行われ始めている中だと思います。

そうなりますと、家族をお連れになって旭川市で働く方たちのお子さん方がいるかと思うのですが、その子たちに関してもきちっとした支援をしなければならないというふうに私は考えています。

日本語ボランティアとはどのようなものなのでしょうか。そして、あわせて、ボランティアは何人いるのか、過去5年間の推移をお聞かせください。

○山本学校教育部学務課長 日本語ボランティアは、市内の小中学校において外国にルーツがある等により日本語支援が必要な児童生徒に対し、学校の指導体制の中で、教員の指示の下、学習支援等を担っていただくものです。

対象の児童生徒の在籍校に通うことが可能な方に支援に当たっていただきますが、必ずしも外国語に堪能である必要はなく、実態としては外国語の翻訳アプリ等を活用してのコミュニケーションのサポート等を主に行っております。

ボランティアであるために報酬等はなく、学校への交通費のみ支給しております。

ボランティアの人数でございますが、年度途中で辞められる方等もいますので、出入りはございますが、延べ人数では、令和2年度は2名、令和3年度は5名、令和4年度は4名、令和5年度は6名、令和6年度は5名となっております。

○江川委員 では、市内に外国籍の児童生徒は何人いるのでしょうか、同じく5年間の推移をお聞かせください。

○山本学校教育部学務課長 文部科学省が行う外国人の子供の就学状況等調査によりますと、各年5月1日現在における旭川市内の小中学校の外国籍の子どもの数は、令和2年度は、小学校で19名、中学校で4名、合計23名、令和3年度は、小学校で18名、中学校で5名、合計23名、令和4年度は、小学校で19名、中学校で6名、合計25名、令和5年度は、小学校で18名、中学校で10名、合計28名、令和6年度は、小学校で17名、中学校で13名、合計30名となっております。

○江川委員 令和6年度で合計30名の方が旭川市内の小学校で勉強をしている、在籍をされているということです。

ボランティアの人数が一番多くて6名、そして、令和6年度は5名。支援が必要なお子さんに対し、ボランティアの数というのはどう聞いても足りていない。しかも、ボランティアは無報酬で、学校への交通費のみと。これは徒歩で通われている方だったら無償ということですよ。すごいなと思うのです。これでは、ボランティアさんの成り手もなかなかいないと思いますし、そのことで困る児童生徒が出るのではないかと思います。

人数にかなりの開きがありますけど、ボランティアさんは足りているという認識でしょうか、伺いたいと思います。

○山本学校教育部学務課長 外国籍であっても日本語での意思疎通に支障のない児童生徒もおり、日本語支援を要する児童生徒の人数はより少ないものと認識しております。

外国籍の児童生徒への支援は教員の加配で対応している学校もあり、また、日本語ボランティアは、児童生徒の指導には当たれず、学校の職員でもないため、学校の指導体制の中では必須の存在とはされていないという実態もございます。

教育委員会からは、毎年、外国籍の児童生徒のいる学校にボランティアの必要性の有無を確認しておりますが、不要と回答する学校も多数あり、必要と回答のあった学校にはほぼボランティアを充てられておりますことから、現状のニーズには対応できているものと考えております。

○江川委員 学校の先生方の包括力はすごいですね。でも、そういう意味では忙しいと思うのです。一人でも増やしてほしいというような要望がある中、こういったところをボランティアに頼っていると。そのボランティアも無報酬ですから、ちょっと言いにくいところがあると思うのです。ですので、そういったところの実態を把握して、きちんと補填ができているのかということを含め、今後きちっと考えていかなければならない問題だと指摘させていただきます。

そして、これに関しては、今後、いろいろな場で議論を深めていけたらいいなというふうに思っているということを申し上げて、この項目を終わります。

最後に、教材費、ずっと取り上げてきましたいわゆる隠れ教材費に関する部分について伺ってまいります。

今回、子育て支援と教育環境の充実に向けて、代表質問で伺った際、市長はこう答弁されています。隠れ教材費等を含めて、保護者負担に係る市長の見解をお示しくださいと言った中のことです。本市では、本年1月に急激な物価高騰への緊急的な対応として、18歳以下の子どもを持つ世帯に対し、1人当たり5千円の給付金支給を決定しておりますと。

午前中の答弁でも2回にわたって副市長が5千円について言及をされました。5千円はすごいですね。ドラえもん4次元ポケットですかと思って。5千円にこんなに価値があるのだなと。5千円を稼ぐって本当に大変なので、すごいなというふうに私は改めて思いました。5千円札が樋口一葉から津田梅子さんに替わったばかりですが、津田梅子さんの包容力に感謝を申し上げたいと思っています。

ただ、この隠れ教材費。今は学用品の学校備品化と言うようですが、つい先日、北海道内選出の与党の国会議員が文部科学大臣からとてもすてきな答弁を引き出したところでした。見て、すばらしいと思いました。学用品の学校備品化について適切に整備していくよう、各自治体の教育委員会に事例等を知らせていくといった内容の答弁がありました。

代表質問でも伺っていますが、隠れ教材費の保護者負担というのは本当に大きいものがあります。概算で結構ですが、こういった補填をしているのか、そして、小学校から中学校までの教材費の負担額はどの程度か、お聞かせください。

○山本学校教育部学務課長 授業で必要とする学習用具につきましては、各学校が教育課程等を踏まえて選定しており、学校や各学年において必要となるものは異なっているため、かかる教材費を一律に算出することは困難であります。就学援助においては、各教科及び特別活動の学習に必要な学用品の購入費用である学用品費等として、小学校では1万5千500円、中学校では2万7千310円を年間で支給しております。

これは国の制度に準拠したものであり、国においては、かかる経費の一部の補助としておりますことから、必要とする負担額はこの額を超える場合もあると認識しております。

○江川委員 極めて負担が大きいものであるということを申し上げておきたいと思っております。

必要とする負担額はこの額を超える、就学援助の人たちに全てを負担し切れていない、補助できていないという点は大変問題だと思っております。

ただ、学校によっては寄附やPTA会費の会計なんかで対応しています。うちも実はそうなのですけど、あまりにも多いので、寄附を募ったり、PTA会費から少し補填したりというようなことをしている事例もあります。今回、そうした現状も把握しており、それぞれ10校以上あるということ聞いております。

そこに、今年の春から、去年の春からのところもあるのですが、新たな保護者負担として自転車のヘルメットというものが中学校に入学する際にかかることになりました。

これは、何で負担するんですかという保護者と学校側とのバトルがほぼないものなんです。でも、保護者とかぶる生徒のバトルがこの春に勃発中なんですよね。髪型が崩れるというどうでもいい、保護者的には安全のほうが重要ですよというところで、今、バトルが勃発中なんです。

これがまた高い。それで、着用は努力義務なんですけれども、学校ではほぼ指定に近いのです。

旭川市は、児童生徒のヘルメットの着用についての通知を出されていると思いますが、どうふうに考えていますでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 教育委員会では、児童生徒の安全確保に向け、自転車乗車用ヘルメット着用促進に向けた働きかけなどについて各学校に通知等を行っており、各学校においては、様々な機会を通じ、ヘルメットの着用の啓発と交通安全に向けた取組を進めております。

○江川委員 何と、着用を推奨している、そして、それは保護者としては大歓迎というか、ぜひかぶってくださいというところですけども、なかなか難しいところがありまして、格好いいヘルメットは割高なのです。それから、黄色いヘルメットではなく、白なんですけど、子どもたちの間でも隣の町村とかすでにかぶっているのを見ていて、あれはちょっと髪型が、髪型がと言うのです。前髪なんかどうでもいいわと思いつつ聞いているんですけど、子どもたちにとっては結構真剣なんですよね。

補助とか助成の事業化について見解を伺いたいと思います。

○山本学校教育部学務課長 ヘルメットは教材ではなく、通学以外でも使用するものであること、また、購入の補助や助成については、多額の費用を要することから、本市の厳しい財政状況においては難しいと考えておりますが、引き続き、他の自治体の状況等を調査研究してまいります。

○江川委員 この点は、本当に周りの町村との差がどんどん開いている状況だだと思います。周りは支給してくれる、ないしは、少し補助を出してくれるけれども、旭川市はありません。まず、そもそももうとっくの昔にほかでは算数セットが学用品として備品化されているのに、旭川市ではまだ備品化にもなっていないといった状況があると思います。

冒頭で紹介しましたが、文部科学大臣の答弁がありました。国の方向性が示されたということだと私は思います。旭川市の現状においては方向性が定められていません。市内においても地域間の格差につながっていると思います。学校ごとに取組ができているところとできていないところがあると思いますが、このことに関する見解を伺いたいと思います。

そして、一番最後の質問になります。

部長の出番がなくて申し訳ないなと思っているんですけども、あえて課長に伺いたいと思います。今後の教育活動に関して、そして、携わってきた職員たちに対して、そして課長の思いを最後に伺って、私の質疑を終えたいと思います。

○山本学校教育部学務課長 学習用具等の選定や取扱いは、各学校において、学習指導要領等

された資質、能力の定着に向けて必要とされるものを、保護者の負担にも配慮の上、決定しているものと認識しております。

教育委員会としては、各学校の決定等を尊重する立場であり、取扱い等を一律に定めることは現時点では考えておりませんが、保護者負担の軽減に向け、引き続き各学校の状況の把握等を行ってまいります。

最後に、今後の教育活動に関して等々の思いという部分の御質問でございます。

教材費に限らず、学校を取り巻く課題というのは様々であり、本市の財政状況ですとか、マンパワーの状況ですとか、そういったところから直ちに解決を図るのは難しいものが多々ございます。しかし、そういったものについても少しでも改善につなげていくためには、学校や保護者、関係者、そして、教育委員会がそれぞれの立場で意見を交わす中で認識を共有し、合意を積み重ねていくしかないものと考えております。

私自身の力不足により十分な成果に至らないことが多くございましたけれども、合意形成に向け、学務課をはじめとして、教育委員会全体で取り組んできたことは今後の取組を進める上での基礎になっていくものと考えておりますし、これをさらに推し進めて、関係者が一丸となって取り組めば、厳しい状況下にあっても先に明かりが見えてくるのではないかなというふうに考えております。

こういう取組に一員として加わられたことは私の誇りでもありますし、まずは、一緒に汗を流してくれた学務課というチームの仲間たちや教育委員会の全職員、そして、学校現場の方々や関係の皆様から感謝を申し上げます。

特に議員の皆様には、施策等を様々な角度から検証いただきまして、議論を重ねてよりよいものに高めていただきました。私個人にとっても、議会という場があったからモチベーションを持って業務に当たれましたし、様々な勉強もさせていただけたと思っております。改めて感謝を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

○江川委員 こちらこそ、本当にありがとうございました。

最後に、るる思いを述べていただけたかなと思っています。

この先も様々な議論しながら、課長におっしゃっていただいたとおり、合意を積み上げながら、本当に明かりが見えるように、みんなで頑張っていきたいと申し上げまして、私の質疑を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時25分

再開 午後1時27分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○中野委員 それでは、子育て文教常任委員会所管分の後半戦の部分であります。私の時間は残り54分ほどと聞いておりますので、その時間の中で質疑をさせていただきたいと思っております。

今回、後半部分については1事業のみに絞らせていただきました。

先ほども江川委員のほうからありました市民文化会館の関係について、いろいろな角度から質疑をしたいと思っております。ほんの一部重なるところがあるかもしれませんが、なるべく重ならないよう

に質疑をさせていただきたいなと思っております。

市民文化会館の建て替えに関しましては、私も、これまで、各定例会での一般質問、また、決算審査特別委員会や予算等審査特別委員会の分科会などでも自称応援的な立場として早期の建て替えを言ってきました。市民からも多くのニーズがある。また、市としてもアンケート調査をこれまでに行っておりまいました。バリアフリー化されていない、また、遅れたユニバーサルデザインということで課題が多く示されておりました。そういった中で、前市長のときにはこの部分がなかなか進んでこなかったというふうに承知をしております。

平成26年度のあたりでしょうか、建て替えではなくて大規模改修をやるということで、基本設計まで行ったというような経過がありました。当然、設計をやるには一定程度の費用がかかる。それが、思ったよりも使用年数が保てないだとか、様々な課題があって、予算についてはなかったことになったというか、かけた一方で計画が白紙に戻ったというような経過がありました。この間、議会でも様々な質疑を通して、今般、基本構想までの策定が完了し、令和13年度を目途に整備しようとしている動きについては私も大きく評価をしたいと思っておりますし、また、市長のリーダーシップ、教育長の英断、リーダーシップを評価したいと思っております。

その上で課題も様々なあるかと思えます。関係する市の大型公共事業のことがあって、今後の財源確保であったり、どの施設を優先していくのかについても執行部としては検討している状況だと思えます。

しかしながら、老朽化がかなり進んでいる市民文化会館でありますので、旭川市のというか、道北の拠点都市として、文化の発祥をつかさどる施設でもあるというふうに思えますので、他の公共施設に勝って優先性はあるかなと私は思っておりますので、そんな視点を持ちながらお聞きをしていきたいと思えます。

それでは初めに、一部答弁もありましたが、改めて、令和7年度における文化施設等整備費の予算額及び新年度に予定される具体的な事業内容について、それぞれお伺いをしたいと思います。

○熊澤社会教育部主幹 令和7年度の文化施設等整備費の予算額は832万2千円で、その内訳としましては、基本計画検討会の開催支援業務や先進事例の視察旅費などとなっております。

事業内容としましては、令和6年度に引き続き、施設整備内容の具体的な検討を行う基本計画検討会の開催や関係団体の聞き取りを行うなど、基本計画の策定に向けた取組を進めてまいります。

○中野委員 御答弁の中には令和6年度に引き続きということでありました。答弁がありましたように、令和6年度から基本計画づくりに着手をして、今、進捗を見ているということだと思います。

やっとな基本計画の策定まで来たなというふうに個人的には思っているところであり、基本計画の策定がスケジュールどおりに完了し、その後、次のステップに計画どおりに進んでいくことを期待したいなというふうに思っているところであります。

そして、令和6年度と答弁がありました。6年度における同事業ではどのような作業が進められたのか、その具体的な内容や進捗状況についてお伺いをしておきたいと思えます。

○熊澤社会教育部主幹 令和5年度に策定した基本構想をガイドラインとして今年度から基本計画の策定に取り組んでおり、学識経験者や利用団体関係者など、12名で構成する検討会を開催し、検討会の議論などを踏まえ、昨年8月に建設予定地を旧総合庁舎跡地に決定しております。

建設予定地が決まったことにより、検討会では、現場状況に即した具体的な施設規模や機能の検

討に入り、施設周辺との関わりや搬出入の利便性、歩行者の行き来などを把握し、施設の位置や向きなど、大まかな配置について議論を行ったほか、他都市の先進事例を踏まえ、どのような活動をどこで行いたいのか、どのようなホールや諸室があるとよいかといった視点から議論を行うなど、新文化ホールに望ましいイメージを検討会で共有したところでもあります。

○中野委員 まず、建設予定地を昨年8月に決定したということで、この部分については私もこれまで積極的に議論をさせていただいたつもりであります。

新庁舎へ建て替えをするときに、議会においても調査特別委員会が設置をされておりました。旧庁舎取壊し後、この敷地全体をどのように利活用していくか、そういった検討の中で、そもそも、その段階で跡地を使って市民文化会館を建て替えていくというような跡地利用の考え方が示されたところで、そのときにも一部議論がありました。

私も提案をさせていただきましたが、今回、大きくは3つの候補地があったかなと思います。今の公会堂の場所、そして、この場所、さらには、大雪クリスタルホールの周辺地敷地でした。いずれも洪水ハザードマップ上は浸水地域であり、唯一、ここが浸水区域ではないというところからも賢明な判断がされたなということで評価をしているところでございますが、そういった中で令和6年4月に市民文化会館整備基本計画検討会が設置をされました。

その検討会で出された意見についてであります。建設予定地となる旧庁舎跡地や施設規模のほか、施設機能、設備に関する内容について、これまでどのような意見が出されているのか、お伺いしておきたいと思っております。

○熊澤社会教育部主幹 検討会における施設機能や設備に関する意見としましては、一例として、屋外から中の市民の活動が見えやすい工夫、ロビーコンサートなど、多目的に活用できるエントランスホールの工夫、利用規模に合わせて部屋を分割するなど、柔軟な活用ができる工夫などの意見がありました。

検討会での議論の中では様々な機能についてアイデアが出たところではありますが、諸室の配置や規模なども含め、その計画については、今後、現在進めております基本計画の策定の中で具体的な議論を進めていきたいと考えております。

○中野委員 ぜひとも検討を進めていただきたいと思いますし、やはり、特徴的で機能的な施設を目指すべきだと思います。

当然、必要な財源確保も課題にはなるとは思いますが、旭川市民以外からも利用が想定されていると思っております。コンベンション、MICEといったところの利活用なども含めて、特徴のある施設を整備することは類似施設と比較されたときに優位性を担保することにもなるとは思っておりますので、そういった視点も持ちながらしっかりとした検討を進めていただければなと思っております。

そして、新たに整備される市民文化会館につきましては、基本構想において多機能化の検討が行われているとされておりますが、その検討状況についてお伺いしておきたいと思っております。

また、他都市の類似施設と比較して、どのような特徴を持つ施設整備を目指しているのか、この際、お聞きをしておきたいと思っております。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 基本構想では、現在の文化会館の機能や性能をそのまま引き継ぐのではなく、これからの公共施設が果たすべき役割や意義を十分に検討しながら、地域

の持続的な発展を支える施設を目指すこととしておりまして、策定の段階においても様々なアイデアをいただいたところです。

多機能化につきましては、現在の基本計画の策定段階において具体的な検討には至っておりませんが、基本構想で定めた4つの機能が効果的に発揮されるよう検討を進めてまいります。

また、特徴の部分では、基本構想の資料編の中で、他都市の先進事例としまして3事例掲載しておりますけれども、初めに、本市同様にまちの中心部に位置して、まちの活性化のために日常的なシンボルとして役割を果たしております水戸市民会館、大阪の枚方市総合文化芸術センターは、充実したバックヤードなど、多彩な自主事業などを展開する施設として、3つ目の秋田県の由利本荘市文化交流館カダーレは、大ホールのほかに図書館やプラネタリウムなどの教育学習施設が複合されております施設として、それぞれまちの状況に応じた特徴を持つ施設として紹介しております。

新文化ホールの計画につきましては、これら先進都市施設のよい部分などを参考としまして、基本構想で定めました基本理念ですとか役割などを果たすことができる本市にふさわしい施設となりますように基本計画の中で議論を進めていきたいというふうに考えております。

○中野委員 これからの取組だという答弁だったと思います。

基本構想にも今御答弁いただいた3つの施設の内容が示されておりました。どの施設も特徴的な施設で、特徴的な機能を備えているなどというふうに私も見たところであります。一方で、なかなかの事業費がかかっていることについても示されておりましたので、そういったことについてしっかりと検討を進めていただきたいと思いますと思っております。

そして、市民文化会館整備基本計画の検討会につきましては、基本計画の策定に向けて、これまでも会議を開催してきました。今後、何回程度の会議を予定しているのか、お伺いしておきたいと思っております。

また、この検討会は、令和6年5月が最初の会議でございました。5月から始まった検討会の会議は、基本計画策定までに全体で何回程度実施するスケジュールとされているのか、その点についても確認をしておきたいと思っております。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 新年度の基本計画に関わります検討会につきましては、4回開催する予定をして予算計上をしております。施設の規模や内容のほかに、管理運営や事業手法などについても議論を行う予定でございます。

今年度では、前半は建設予定地の議論をし、後半では建設予定地の現地見学のほかに、令和4年から始まった在り方検討など、これまでの議論や先ほど御紹介しました他都市の事例なども踏まえまして、基本構想の考え方に沿った検討会が考えます施設について議論するなどして5回開催しました。

新年度と合わせますと全体で9回の検討会での議論を踏まえて、基本計画の検討を目指したいと考えております。

○中野委員 今後の検討会のスケジュールについてお聞きをしました。全体で9回程度ということで、新年度は残り4回、この中で策定まで持っていくという趣旨の答弁だったと思います。

残り4回でどこまで議論が進んでいくのかは興味があるところでもありますし、これまでもこの分科会で質疑がありました。そういった内容を踏まえると、残り4回で本当に具体的な策定まで持っていけるのか、少し心配なところもあるなどというふうにお聞きをしました。しかしながら、答弁

があった内容がスケジュールだと思っておりますので、成果の得られる検討会を今後実施していただきたいと思っております。

さらに、令和6年に策定されました市民文化会館整備基本構想においては、今後のスケジュールとして、最短で令和13年度、2031年度の新たな文化会館の開設を想定していると示されているところではありますが、これまでの進捗も踏まえてお聞きをしておきたいと思っております。

その実現性についてはどのように考えているのか、御見解をお聞きします。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 基本構想策定の段階において、新文化ホールの開設は最短で令和13年度を想定しておりますが、その時点では具体の整備内容が決まらない中で示しております、この状況から現在も大きく変化しておりません。

このため、このスケジュールでの可能性はございますが、今後、基本計画の議論を丁寧に進める中で時期がより現実的なものとなると考えております。

○中野委員 この部分については、私のみならず、新たな市民文化会館の整備を期待する多くの団体、利用者、市民が背景にはいるというふうに思っております。基本構想で示したのは最短でのスケジュールだとは思いますが、基本計画づくりが令和7年度内に完了するというところでありますし、そういったスケジュール感でぜひとも進めていただきたいと思うのは市民のまさに希望だとも思っておりますので、改めて述べておきたいなと思っております。

そのスケジュール感を聞いた上で、現在の市民文化会館は、皆様も御承知のとおりだと思いますが、1975年、昭和50年に開館し、これまで市民文化会館の存在感と利用価値を示してきたと思っております。

一方で、50年が経過していますが、改めて、老朽具合など、施設の状況についてどのようになっているのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 旭川市民文化会館は、本年2月に開館50年を迎えており、建物に関しましては、屋上防水や外壁、内部の壁や床など、全体的に老朽化が進んでいるところです。

また、冷暖房や給排水、電気、舞台機構などの運営に不可欠な設備につきまして、一部補修を行ったものもありますが、その多くが耐用年数を超過している状況にあります。

○中野委員 状況をお聞きしました。老朽化についてはこれまでも議会議論があったと思っております。さらに進行しているのかなというふうに受け止めております。

さらに確認をしておきたいと思っております。

今、現状の答弁ありました。老朽化に対応するために文化会館の改修費が毎年のように予算化されており、なかなかの額だと承知しているところではありますが、過去5年間の平均でどの程度の事業費が現在の文化会館の改修費として、事業費として使われ、どのような改修が具体的に行われているのか、それぞれ伺っておきたいと思っております。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 市民文化会館の改修費について、令和元年度から令和5年度までの5年間における平均年間支出額は約4千180万円となっており、改修内容としましては、一部の屋上防水や高圧電気設備、舞台設備であります大ホールの幕類やワイヤーなどの交換を行っているところでございます。

○中野委員 老朽化した文化会館の改修費は5年間の平均で4千180万円ということで、この5

年間、4千万円程度が毎年のように支出されているということです。

私たちは、予算審議をしていると、4千万円とはどういう額か、錯覚してしまうところですが、市民感覚としては相当の額だと思います。五四、二十ですから、5年間で2億円を超える額が優に支出されているということでもありますし、こういった状況は、この5年間のみならず、さらに前から続いてきているというふうに思っております。こういった支出を抑えていくためにも、今計画をしている内容、新たな文化ホールの施設整備がやはり求められるし、急ぐべき課題だと思っております。

また、近年においては、小ホールのどんちょうが落下するというような事故もありました。たまたま人身事故には至らなかったところではありますが、これはもう本当にたまたまの話であったなと思っております。万が一のことが起こる可能性も既に生じているのが今の文化会館だと思っております。

くどいようではありますが、冒頭に申し上げたとおり、様々な大型の公共施設の整備が予定されている中で、今の答弁を踏まえても優先性が本当に高いなというふうに思っておりますので、計画の推進に力を入れていただきたいということを改めて申し上げておきたいと思っております。

そして、文化会館の改修費は、答弁がありました現在の状況から、今後一体どのように推移していくと想定されているのか、その考え方についてもお聞きしておきたいと思っております。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 市民文化会館の主要な設備に関しましては、毎年、定期的に専門事業者による保守点検を行っておりますが、点検等の結果報告におきましては徐々に改修を推奨する箇所が増えている設備等もありますことから、今後もそうした傾向が続くことにより、改修に係る費用も増えていくものと捉えているところでございます。

○中野委員 改修にかかる費用が増えていくという考え方を述べていただきました。そのとおりでと思います。私が言うまでも、そういった課題を十分捉えているというふうに思っておりますので、対応をしっかりとしていく必要があるかなと思っております。

そして、先ほども答弁がありましたが、新たな文化会館の開館が令和13年度よりも数年程度遅れる可能性もなきにしもあらずかなと思っております。遅れることとなった場合、先ほどはどんちょうの話もさせていただきましたが、施設の安全性などについてはどのような問題が生じると予想されているのか、その辺についても見解をお聞きしておきたいと思っております。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 建物や設備につきましては、建設や設置から年数が経過するに従って老朽化や劣化が進んでいくものでありますので、新しい施設の整備が数年延期となった場合には安全性を確保するために改修を要する設備等が増えることが考えられますとともに、会議室や楽屋がある管理棟につきましては耐震不足との診断がされておりますことから、年数の遅れにかかわらず、災害時のリスクを有しているものと承知しているところでございます。

○中野委員 一部のところでは耐震不足というようなこともありますという答弁でありました。

繰り返しではありますが、基本構想で示される新たな文化会館の開館を令和13年度ということで目指す場合、今後、基本計画が7年度いっぱい終われば、その後、基本設計に移ると思っておりますが、その基本設計及び実施設計、さらには、その後の建設工事着手までのスケジュールについてはそれぞれどのような想定を持っているのか、お伺いしておきたいと思っております。

また、これまでの議会で答弁はあったと思っておりますが、現在想定されている建設費についても改め

て答弁を求めたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 基本構想でお示ししました令和13年度開設のスケジュールでは、令和7年度に基本計画が策定されるとともに、あわせて、PFIについてアンケートにより適さないと判断され、その後、従来型の整備手法で令和8年度、9年度の2か年で基本設計と実施設計、令和10年度から12年度の3か年で工事、そして令和13年度の開設を想定し、全て順調に進んだ場合のスケジュールとなっておりますが、今後の検討や事業手法などによっても変更されるものと認識しております。

また、建設費につきましては、基本構想策定の時点では、他都市の文化施設の事例について、1平米当たりの建設単価を調査して示しておりますけれども、実際の施設規模や建設時期など、現時点においても不確かな部分が多い状況でありますので、今後、基本計画の議論を丁寧に進めることで明らかになると考えております。

○中野委員 今後のスケジュール、工事着手までの想定をお聞きしました。

答弁にありましたとおり、基本計画づくりが令和7年度末で終わると思いますので、従来型の整備手法で令和8年度から9年度で基本設計、実施設計に入っていくということでありました。本来に設計に入るのは目前だという答弁だったと思います。その後、令和10年度からの3か年で工事に着手していくということでありましたので、いよいよ、財源をどう確保していくかということが真に迫ってきている状況だと思っているところであります。

基本構想を改めて見させていただきました。今、1平米当たりの単価を調査して示しているということでありましたが、基本構想の中には、75万円から103万円ということで想定される1平米単価が記載されておりました。また、現在の市民文化会館よりもやや大きめのものになるとも示されているところであります。

今の市民文化会館は、皆さんも御承知のとおり、延べ床面積でいうと約1万2千平米ということですので、75万円から103万円という単価をそれぞれ掛けていくと、単純計算でありませんが90億円から123億6千万円という額になります。よっぽどコンパクトなものを造らない限りは90億円となることはまずないかなと思いますし、これまでも想定される事業費の答弁を求めてまいりましたが、一般質問などでも100億円というような答弁もありましたので、123億円以上の費用がかかることが大きく想像されるのかなという印象を持っているところであります。

そういった事業費の課題を述べた上で、新たな文化会館の整備に向けて、これまでの一般質問などでも財源の確保策として基金の創設について複数回にわたって求めてきたところでございます。先ほども答弁がありましたが、令和7年度からスタートし、令和8年度、9年度には基本設計、実施設計に入っていくということでありました。

財源確保については本当に喫緊の課題だと思いますし、この段階において具体的な考え方を持っていないということについては市民からも不安の思いが集まってくるのかなというふうに想像するところでありますが、その基金の創設について複数回求めてきました。

改めて、基金創設に関する認識と検討の経過があれば、具体的な内容などをお聞きしておきたいと思っております。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 昨年、新文化ホールの整備のため、市民より寄附をいただき、文化芸術の振興に関する事業に必要な経費の財源に充てます旭川市文化芸術振興基金へ積

立てをさせていただきました。

新たな文化会館の整備のために基金を創設することにつきましては、一時的に必要となります財源確保に向け有効な手段の一つと認識しております。

これまで基金の設立のために具体的な動きはしておりませんが、今後の設計や工事などを進めるため、多額の財源がますます必要になってくる中、新文化ホールの整備に向けては、基本計画の策定に当たり、より多くの市民の方々に関心を持っていただき、意見などを伺うため、情報提供などにも努める必要がありますし、計画策定により施設が具体化されることで市民の期待も大きくなってきておられますので、そういった進捗の中でどのような段階で基金を設置するかなど、財源獲得にも具体的に検討する必要があるものと考えております。

○中野委員 率直に苦しい答弁だなというふうに思いました。ここに来て、具体的な財源確保策は……。

基金の設置は、答弁にあったとおり、数ある中の一部の方法だというふうには思います。現に、この新庁舎を建設するときも25億円ぐらいを積み上げた経過もありましたので、大きな一つの財源確保策になるのは事実であります。しかしながら、教育委員会という立場としては予算の部分についてはなかなか自由が利かない立場だとも思いますので、財源については、今日、梶井副市長にも御出席をいただいているので、後ほど答弁できる範囲で答弁を求めたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

そして、本市の厳しい財政状況は、今回の市政方針、また、今定例会に提出をされている各種資料からも見てとれるところだと思います。こういった厳しい財政状況の中、どのようにこれまでの市民サービスを維持しながら新たに求められるニーズに対応し、そして、老朽化が進む各種公共施設の維持管理や新たな整備というのは当然やっていかなければいけないことでありますし、そこに付きまとうのが財源の課題だと思っているところであります。

こうした本市の厳しい財政状況の中、新たな市民文化会館の整備に向けてどのような財源を活用していこうと考えているのか、財源の計画について改めて見解をお聞きしておきたいと思っております。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 財源につきまして、現段階で確定した財源計画は持ち合わせていない状況ではありますが、基本計画策定などの計画の進捗などを見極めながら国の交付金や補助金などの有利な財源の活用について検討してまいります。

○中野委員 次の質問に移りたいと思っております。

基本計画の策定を進めている市民文化会館の整備につきましては、交付金、補助金などの有利な財源の活用についても検討していく必要があると考えているところでありますが、可能性としてどのような補助金が活用できるのか、見解、認識を伺いたいと思っております。

また、整備手法によっても市の資金調達に関する負担が変化すると思っておりますが、どのような整備手法について市として優先性などを持ちながら検討を行っているのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 国の交付金や補助金の活用の可能性としまして、現段階の情報ですが、施設の規模や内容によっても左右されますほか、関連する同様施設の集約化などにより採択を受けることができる財源もあると伺っておりますものの、今後の国の方針変更などの影響も想定されるところであります。

新文化ホールは、中心市街地に位置しまして、多くの市民が利用する大規模施設であります。そのような特性を生かして、国の有利な財源の獲得は整備に向けて重要な課題でありますので、補助金のほか、交付税措置のある起債など、計画の策定について検討してまいります。

また、整備手法ですが、従来型の整備手法のほかに、様々な官民が連携した整備手法なども想定されますが、先入観を持たず、整備される施設やその運営による質の高いサービスの提供の視点や費用の視点なども踏まえながら、今後、本市のPFI活用指針に基づき検討を進めてまいります。

○中野委員 ただいま答弁をいただきましたが、引き続き苦しい内容かなと思いました。やはり、予算執行に関しては権限を持っていないところもあるので、ここまでの答弁かなというふうにお聞きをしたところでもあります。

交付税措置のある起債などと答弁で触れられておりました。そういった方向になっていくのかなという印象も持たざるを得なかったところではありますが、今現在、何らかの基金が積み上がっているわけでもありませんので、仮に、先ほど述べていただいたスケジュール感、令和8年度、9年度で基本設計、実施設計となっていくと現実的には起債に頼るような対応になってしまうのかなど。そういったとき、後年度にどういった償還が発生し、市民にどういった負担が生じるのかについても課題が生じるのかなと想っているところでもあります。いずれにしても、他の公共施設の整備と見合いをつけながら行っていくのだと思います。

一方で、提案というか、こういったこともあるよねというレベルの話ではありますが、国の各種資料を見ますと、特に、環境省におきましては、脱炭素の取組を後押しする制度として、例えば、建築物等のZEB化、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル化をすること、そして、省CO₂、二酸化炭素の排出を少なくしていく普及加速事業を国として推進しており、消費するエネルギーを削減し、使用するエネルギーをビル自らが生産する建物の建設に補助金を交付する取組を実施しているところでございます。

この補助金の交付対象は、当然、公共施設も対象になっていると承知しておりますが、このような交付金の活用を視野に入れた施設整備や脱炭素、環境配慮型の文化会館の整備についてどのような御見解を持っているのか、お聞きしておきたいと思えます。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 新文化ホールの整備に向けましては、本市の地球温暖化対策実行計画の取組に基づき、ZEB化など、環境配慮型の施設を目指し、担当部局とも協議しながら取組を進めてまいります。

環境配慮に向けた取組につきましては、その具体的な手法に要する経費や効果、また、財源の獲得など、総合的に検討してまいります。

○中野委員 ぜひ、そういったところを検討していただければと思います。

実際、文化施設の補助メニューについては大きなものはなかなかないと思うのですよね。しかしながら、環境配慮型の施設整備をすることによって得られる補助メニューもありますし、また、今、様々な活用が進められている水素をどういうふうに冷暖房に生かしていくかも補助金を獲得していく一つの方策になり得る可能性は十分ありますので、そういったことについてもぜひ検討していただきたいなと思います。

寒冷地で二酸化炭素を出しながらロードヒーティングをするぐらいであれば、水素みたいなものを使ってロードヒーティングをするといったことについても検討の余地はあるのかなというふうに

思っておりますし、そういった施設整備に対しては補助金の獲得の可能性も大いにあるのかなと想像しているところであります。

そして、本市では、新たな市民文化会館を整備するという方針の下、令和6年度において社会教育部の機構改革を行いました。文化ホール整備担当部長を任命したほか、2名の職員を文化ホール整備担当として配置しました。まさに積極的な取り組み方を示す動きだと思っております。

当然、人件費も含めた一定程度の予算措置が必要なことでもあると思っておりますので、しっかりと対応が求められると思っておりますが、改めて、どのような業務、事務分担や目的を持って機構改革を行ったのか、その見解をお伺いしておきたいと思っております。

○野崎教育長 ただいま、新しい文化会館の整備についてということで御質疑をいただいているところであります。

新文化ホールの整備に向けては、令和5年度に旭川市民文化会館の整備基本構想を策定したところであります。これに伴いまして新年度から新たな業務が出てくるだろうということで、旭川市民文化会館整備基本計画検討会の運営をはじめ、市民の意見をいただいて、それを収れんしていくと、また、財源や整備手法の検討など、様々な業務が増えて対応が必要となり、本格的に業務を始めていこうということで新たな体制の整備を行ったところであります。

現段階においてははまだ基本計画の策定段階でありまして、今後も様々に議論を重ねながら基本構想で定めた施設を目指していこうと思っておりますが、委員が御指摘のとおり、今ほどもありました財源の問題のほか、片方では、早く老朽化した施設から新たな施設にしてほしいというような市民の声もあるという中で課題があるなど認識しております。そんな中で、今年度から、担当部長をはじめとする体制を整え、本格的な整備に向けての取組を進めたところであります。

老朽化が進む一方で、まちの中心部に位置する大規模な施設であります。50年という一つの節目を迎えた施設でもありますので、この先、新たな整備をすればしばらく建物は建てないだろうというふうに思っております。

それだけに、大規模な施設でありながら、丁寧な議論を進めて市民の期待に応えられるよう、そして、みんなに親しまれ、そこで活動したいな、あそこに行ってみよう、あそこで交流をしてみたいなというような気持ちを惹起できるような施設となるよう、できるだけ早い時期の開設に向けての取組を進めていきたいなと考えているところであります。

○中野委員 教育長からも答弁をいただきました。取り組み方の答弁としてはそのとおりだと思います。ただ、これまで答弁された内容については、多くの市民がこの質疑を聞いていて、なるほど、担当部長を設置した成果が出ているなというふうに評価されるのかどうか、その受け止め方は様々であるだろうなというふうに思っております。また、一定程度の人件費という予算をかけて機構改革をした以上は、求められているニーズに応え、計画の推進をしっかりと図っていただけるような力を発揮できる機構改革であってほしいなと思っております。

そして、財源の話もありました。教育長から答弁をいただいた上で榊井副市長にもお聞きをしておきたいなと思っております。

文化会館の整備については、基本構想に示された規模や平米単価、また、これまでの議会答弁であったように、建設事業費につきましては100億円を優に超えることは言うまでもないと考えており、榊井副市長においてもそういった想定をされているのかなと思っております。

加えて、現在想定されている、例えば、東光スポーツ公園の複合体育施設及び花咲スポーツ公園の新アリーナ、それぞれニーズがある施設整備になると思っているところではありますが、それぞれの建設時期はいずれも同時期となり、それぞれ100億円を超えるような大きな事業となることもこれまでの資料で示されているところでもありますし、中でも、今、計画が進められている花咲の新アリーナについては、関連する全体的な事業費は現在の基本計画案では約190億円と示されています。

これらの3施設は、どれも必要性が高い一方で、老朽化が進んでいることも理解できます。しかし、本市の財政状況や整備に向けた財政負担とその影響等をどのように考えているのか、見解をいただきたいと思ひますし、また、何か言及できるのであればお願いしたいと思ひます。

市民の心配事としては、北見市の財政状況だと思ひております。北見市と旭川市では財政規模が違ふという話もこの間に聞いているところではありますが、報道ベースでは、年間30億円の財源不足となっており、さらに15億円が足りないということで、2025年度予算は45億円が足りないというようなことで議会の開会も遅れました。

いずれも人間が行っている予算編成でありますし、大きな瑕疵があったのかどうかについては分かりませんが、旭川市においても、この間、約30億円の財調を取り崩しながら令和5年度、6年度の予算編成をやってまいりました。

令和7年度においては13億円の取崩しということで少し取崩し額が減ったところではありますが、30億円という部分については非常に印象深いものがありますので、そのことへの認識についても、答弁ができる範囲でどういった見解を持っているのか、お聞きをしておきたいと思ひます。

○榎井副市長 今、御指摘を受けまして、今後予定しております事業費の大きい事業が幾つかございますけれども、これらは必要性があるとともに、様々な市民ニーズからも早期に整備をしてほしいという声があるのも事実でございます。

そういった中で、やっぱり、市民生活や地域経済の影響等からも優先順位をしっかりとつけていくといったような観点が重要でございますし、いずれの施設も利用期間が短くなく、長期に利用できるものとなりますので、そういった観点からも世代間で公平性を図るような制度である起債措置も使っていくことになると思ひています。そういった中で、実際に起債をとっても、将来の方にとって過度な負担とならないよう配慮も必要になると思ひます。特に、文化会館については、まだ検討していることも多い段階ですけれども、そういった点をしっかりと踏まえながら、施設規模や機能等も十分に精査し、連携して取り組んでいければというふうに思ひているところでございます。

また、国の補助金も積極的に活用するということが重要な観点かなと思ひているところでございます。先ほど、委員からも御指摘があった脱炭素の関係でいけば、あれは国の中でもエネルギー対策特別会計ということで、石油石炭税が財源になっていて、要望すると比較的措置されやすいものでもございますので、そういった制度の特徴なんかも見極めながら使える補助金を探していくことも必要かなと思ひてございます。

そのほか、例えば、総務省からは、来年度から公共施設の集約化や複合化に対して交付税措置が有利になる起債制度があるのですけれども、その対象が広がるというような制度拡充も示されているところでございます。

この制度を活用していくに当たって、今回、文化ホールについては教育委員会が主体になって検

討しておりますけれども、教育委員会所管施設だけで集約化や複合化するには限界もありますので、市長部局が持っている施設も含めた議論が必要になるかなと思っております。

そういう中では、各施設の所管部局の取組に加えて、また、公共施設の全体のマネジメントに係る部局もございますので、そういった者で連携して進める、教育委員会だけが考えるということではなく、市長部局も含めて一体となって考えていく体制の中で財源確保策についても一緒にやって取り組んでいくといったようなことが重要になってくるかなと思います。

こういう中で国の補助金や起債などの有利な制度を見つけて使っていくことで、将来の財政運営を見据えながら、今回、市長が言っています暮らしの安全と未来への投資の両立を図るという観点で市役所が一体となって取り組んでいけるよう、私も日頃から気をつけて進めていければと思っています。

これが組織としての答弁ですけれども、私の考えも少しだけ述べさせていただきます。

今言ったような仕事というのは、市役所一体的ということで、副市長からやりなさいと言って、やったとしてもやる気がそんなに上がるわけではないところでございまして、やっぱりやる気を持ってもらえる環境づくりが重要かなと思っています。

アメリカの心理学者さんには、安定して収入が得られる中である仕事というのはやる気が低い位置づけになるそうで、次に高い位置づけとなるものは、SNSではないですけれども、承認欲求、褒められたい欲求のものだそうです。そして、さらに上のレベルになると、自分で自分を褒めるといいですか、自分で仕事に意義を感じ、それを達成することで自分の喜びを得るということで、そういう行為の考え方になればなるほど仕事のやる気が出てくるということを提唱されている方もいて、市役所の文化も含め、日頃の声掛けだと思います。

先ほど言ったように、指示してやるものにはなかなかやる気が出てこないと思いますので、市役所職員のみなが前向きになって仕事をしていけるような雰囲気づくりも大事かと思っておりますし、そういったところも我々の立場の仕事だと思いますので、そこにも注意しながら進めていければと思っています。

以上です。

○中野委員 時間が来たと思います。以上で、全ての質疑を終わります。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時23分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○石川まさゆき委員 分科会のラストということで、頑張ってもらいます。

昨日の時点で私の持ち時間は60分だったのですが、昨日の散会後には時間が実はゼロ分です。時間が無いというような状況だったのですが、各会派の先輩の皆さんのおかげで35分ぐらいの時間をいただきました。まず、この場をお借りしてお礼と感謝を申し上げます。ありがとうございます。

3項目を用意してまして、本当は37問あるのですが、実際には難しいので、抜粋して質問

をさせていただきたいと思います。場合によっては、ちょっと早く終わっちゃうかもしれない可能性もありますが、そのようにやりたいと思っております。

まず、子育て支援部に放課後児童クラブ運営費についてお聞きしていきたいなと思います。

実は、小学校の卒業式が今日から始まっています、私の息子は小学6年生で、明日、卒業します。

振り返りますと、サッカー少年で、ずっとサッカーをやってきたのですが、2年生ぐらいまで児童クラブを使っていました。うちは共働きでしたので、非常にありがたいなと思っていたのですが、利用しながら、親の視点でもいろいろ問題点もあるなというふうに感じているところがありました。

お聞きしていきますけれども、まず、本事業の概要と令和7年度予算についてお示してください。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 放課後児童クラブにつきましては、保護者が就労等により、昼間、家庭にいない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図るとともに、保護者が安心して働ける環境を整え、子育てと仕事の両立を支援することを目的としております。

本市が設置する放課後児童クラブにつきましては全て民間事業者に運営を委託しており、令和7年度予算額8億3千954万1千円のうち、運営委託料として7億9千217万9千円を計上しております。

○石川まさゆき委員 それでは、来年度利用する児童数の見込みと過去3年の利用状況について伺います。また、現在の児童クラブの稼働率の状況も併せてお答えしていただければよろしいでしょうか。

○熊谷子育て支援部子ども育成課長 令和7年5月時点の利用者数は、予算ベースで3千115名を見込んでおります。

また、過去3年間の利用実績につきましては、同じく、それぞれ5月時点で申し上げますと、令和4年が2千730名、令和5年が2千863名、令和6年が2千957名となっており、年々増加傾向にあります。

次に、児童クラブの稼働率についてでございますが、令和6年5月時点では、公設民営の放課後児童クラブ82か所の定員総数3千268名に対し、入会児童数は2千957名で、空き状況は311名分となっております。

児童クラブによって差はございますが、全体の定員充足率は約90.5%となっているところでございます。

○石川まさゆき委員 利用する児童は増えていっているということと非常に稼働率が高く、90%ということですか。

これから共働きの世帯は増えていくと思います。今、物価上昇で家計の圧迫もあるので、共働きじゃないとやっていけないという家庭も多いでしょうし、年収の壁が引き上げられると、もうちょっと働く方も増えてくるというようなことも予想されますので、ますます児童クラブの需要は高まっていくんじゃないかなというふうに思います。

それで、保護者の方から、学校の長期休み、夏休み、春休み、冬休みの間だけでも利用を認めてほしいというような意見を聞いております。私も共働きですので、長期の休みが一番困りました。通常の時間であれば、朝は、子どもたちが学校に行った後に母親が仕事に行って、夕方に児童クラ

ブの閉所時間までに迎えに行けばいいというような感じなのですが、長期休みのときだけに関してはこれが全くできないということです。

例えば、両親がいなくて預けられない家庭、おじいちゃんやおばあちゃんがいなくて預けられない家庭も多いでしょうし、ましてや子どもを置いて仕事に行くわけにもいかない。さらには、職場に連れていくわけにもいかないというような方もほとんどでしょうから、こういった課題はあると思います。

これらの課題に対して市はどのように考えているのか、お聞かせください。

○熊谷子育て支援部 ども育成課長 長期休業期間のみの利用につきましては、これまでも保護者から要望をいただくなど、一定のニーズがあるものと認識をしているところであります。

一方で、先ほどもお答えしましたとおり、稼働率が90%を超えている状況の中、一時的な利用者の増加により支援員の配置や施設の必要面積に不足が生じるなど、安全で適切な環境を安定的に提供することが困難になりますことから、現時点ではそうした利用は認めていないところでございます。

○石川まさゆき委員 今は難しいということですね。

DX化、様々な取組がされておりますけれども、旭川市では児童クラブの運営負担金の支払いが現在も窓口で納付書払いのみということで、あまりにも取組が遅れているような状況です。それにもかかわらず、保護者の方々は、やっぱり、かわいい子どもたちのためにしっかりと納付して、高い納付率になっているとお聞きしております。このことに関しては我が会派の笠井委員からも以前指摘をしております。

児童クラブを利用する保護者は、基本的に日中は仕事をしておりますので、窓口払いのハードルが非常に高いです。

また、最近の金融機関ですと、人手不足なので、昼休みを取っているところがあるのですね。昼の11時半から12時半まで窓口営業をストップしているところも今は出てきております。そうなってくると、昼休みしか休み時間がないのに振り込みも行けないというような親も非常にいるのが現状だと思います。児童クラブこそ利便性の高い納付方法を真っ先に考えなければならないというふうに思います。

現在の窓口の支払いから、例えば、コンビニ払い、電子決済、クレジットカード払い、口座振替などのキャッシュレス化が必要なんじゃないかなと考えますが、今後の見通しについて、見解をお聞かせください。

○熊谷子育て支援部 ども育成課長 放課後児童クラブ運営負担金の徴収につきましては、令和8年4月からの口座振替の導入を予定しており、令和7年度におきましては、導入に向け、システム改修を実施する予定となっております。

○石川まさゆき委員 やっていただけるということでした。行かなくていいので、やっぱり、口座振替が一番効率的なのかなと思います。可能でしたら、郵便局だったり、信金だったり、銀行だったり、それぞれ金融機関の口座振替の指定も保護者が選択できるような形にさせていただけると助かりますので、検討していただきたいと思います。また、それらを含め、経費も精査していただけるように併せてお願いしたいなと思っています。

最後になりますけれども、キャッシュレス化を含めた保護者の負担軽減策と今後の放課後児童ク

ラブの運営の展望についてお答えください。

○向井子育て支援部長 保護者が安心して働ける環境を整え、子育てと仕事の両立を図るためには、委員より御質疑をいただきましたが、運営負担金に係る多様な納付方法の検討など、少しでも保護者の負担軽減に向けて支援していくことが重要であると認識をしております。

キャッシュレス化につきまして、現時点で口座振替以外の納付方法の導入は予定しておりませんが、さらなる保護者の負担軽減や業務効率化の観点からも引き続き保護者からの要望や他都市の動向なども注視をしております。

また、今後の放課後児童クラブの運営におきましては、放課後の子どもの生活や遊びの場として適切な環境サービスが提供できるよう、施設環境の改善や支援員の安定的な配置に向けて、令和7年度から5年間、本事業を受託する運営事業者としっかりと連携しながら取り組み、保護者のニーズも踏まえながら児童が安全で快適に過ごせる環境の確保に努めてまいります。

○石川まさゆき委員 キャッシュレス化につきましては令和8年4月からの口座振替の運用を予定しているとのことですが、子どもに関する手続について、保護者の負担軽減のためにもDX化を推進していただきたいというふうに思います。

また、学校の長期休みの児童クラブです。

最初の事業の概要として、保護者が安心して働ける環境を整え、子育てと仕事の両立を支援することを目的としていると、これが事業の概要ですから、長期休みの支援員の問題や広さの問題もあるということはもちろん分かっているのですが、これもぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で、この質問は終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、学校教育部に教職員健康管理医事業費についてお伺いしたいと思います。

まず、事業の概要と令和7年度の予算についてお示してください。

○中山学校教育部教職員課主幹 教職員健康管理医事業費につきましては、学校ごとに学校医を健康管理医に委嘱して、教職員が血圧測定や問診などの健康相談を受けられる体制を整えることにより教職員の健康の保持増進を図るものです。

令和7年度予算といたしましては、健康管理医委嘱報酬として、小学校費で175万円、中学校費で89万9千円を計上しております。

○石川まさゆき委員 学校医を健康管理医に委嘱して健康相談を受けられる体制を構築しているということです。

教職員の勤務超過や激務などから体調不良を引き起こすと、いわゆるメンタルヘルスの問題があるかなというふうに思います。

文部科学省の令和3年度公立学校教職員の人事行政状況調査によると、精神疾患により病気休職をした小中学校、特別支援学校の教職員数は過去最高の5千897人を記録したというような調査結果もありました。

メンタルヘルスは、体ではなく、心の健康状態を意味しています。メンタルヘルスは、症状として分かりづらくて、他人だけではなくて、メンタルヘルスの不調に陥っている本人も分からないまま過ごし、気がつけば鬱病なんかの精神疾患を発症しているということも言われています。

本事業で健康相談を受けられるということですが、精神的な不安のある教職員もいるので

はないかなというふうに推察されます。

市教委が取り組むメンタルヘルス対策はどのようになっているのか、お聞かせください。

○中山学校教育部教職員課主幹 メンタルヘルス対策の推進については、教職員にストレスへの気づきを促し、適切な労働環境を確保するため、全ての教職員が、毎年1回、ストレスチェックを受検することとしており、教職員の心理的な負担の程度を把握するとともに、働きやすい職場環境づくりを進め、メンタル不調の未然防止に取り組んでいるところです。

○石川まさゆき委員 続きまして、市内の小中学校で病気休暇を取っている教職員はどの程度いらっしゃるのか、また、精神的な理由のものはどの程度あるのか、そして、過去3年間、健康管理医に相談した職員はどの程度いるのか、お聞かせください。

○中山学校教育部教職員課主幹 市内の小中学校で病気休暇を取っている教職員はどの程度いるかというお問合せです。

直近3年間の30日以上病気休暇者数については、令和3年度が14人、令和4年度が12人、令和5年度が12人となっており、精神的によるものが半数を占めております。

過去3年間、健康管理医に相談した職員はどの程度いるかというお問合せですけれども、過去3年間の健康医に相談した教職員の人数は把握しておりませんが、延べ件数で申しますと、令和3年度が89件、令和4年度が93件、令和5年度が13件となっており、令和3年度と4年度が多かったのは複数回相談している教職員がいたものと推測しております。

○石川まさゆき委員 精神的な理由で病気休暇を取っている人が半数以上いるのではないかということ、また、過去3年間、健康管理医に相談した職員は、令和3年度、4年度が非常に多いですけれども、今御説明いただいた結果だったということですか。

持病があったり、内科的だったり、あるいは、整形外科的な相談がある方は、普通、かかりつけ医や最寄りの病院に行くと思うので、やっぱり、何らかのメンタルヘルスの問題の相談が大半なんじゃないかなというふうに思います。

気軽に心療内科や精神科は行きづらいものですから、やっぱり、こういうところがあると相談しやすいと思います。でも、これだけ精神的な不調を抱えている先生方が多いんだということが改めてよく分かりました。

学校現場では、経験の浅い先生、大学を出たばかりの若い先生がいらっしゃると思いますけど、そういう先生たちでもすぐに担任を持つことがあるというふうに聞きます。実際、私の子ども2人が小学生ですけど、低学年のとき、大学を出たばかりの先生が担任だったんですね。私もそういうのを身近で感じていますが、経験の浅い教職員がすぐに担任を持つことへの負担があるかなと思います。

市教委としては、どのように受け止め、分析して対応を取っているのか、お聞かせください。

○山下学校教育部教職員課長 学校が対応する課題が複雑化、困難化する中、児童生徒に対する指導方法や職場内外での対外関係に悩みを持ったり、校務分掌や調査対応等の業務に負担を感じたりしている教職員もいるのではないかと受け止めております。

学校教育は教職員と児童生徒が触れ合いを通して行われるものですので、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるようにすることが極めて重要であり、引き続き教職員の健康管理やメンタルヘルス対策の取組を進めていかなければならないと考えております。

また、20代の教師における精神疾患による休職の増加が著しいとの文部科学省等の調査結果もありますので、校内における若手教員への支援体制も充実させていく必要があると考えております。
○石川まさゆき委員 20代の先生方の精神疾患による休職の増加が著しい調査結果があるということです。

立場が人を育てるといふようなこともありますので、若い先生が担任を持つこと自体を否定しているわけではありませんし、先生方がぎりぎりの人数で今やりくりしていることから仕方ない側面があることも理解しておりますけれども、こういった調査結果を重く受け止めていただきたいですし、成り手が少なくなってきた先生方の現状もありますので、離職防止に向けて若手の教員への支援体制を充実していただければなというふうに思っております。

この項目の最後の質問になりますけれども、教職員の勤務超過や激務などもメンタルヘルスを含めた体調不良を引き起こす要因であるというふうに思います。市教委としてはどのように捉え、対応していくのか、お聞かせください。

○山下学校教育部教職員課長 旭川市立小中学校働き方改革推進プランにおいて、時間外在校等時間を1か月45時間以内、1年間で360時間以内とすることを目標とし、長時間勤務の解消に向けて様々な取組を推進しております。

取組により時間外在校等時間は年々減少傾向にあります。依然として一部の教職員において長時間勤務の解消には至っていないことから、教職員が過労や心理的負担を過度に蓄積し、心身の健康を損なうことのないよう、引き続き量的な負担感の軽減に取り組んでいくことが必要と考えております。

○石川まさゆき委員 お店であれば営業時間が決まっていますよね。病院も診療時間が決まっています。そして、時間外はほとんど受付をしてくれませんし、相談も応じてくれないと。ただ一方で、学校の先生は業務時間外の対応も結構ありますよね。そういったことで、実質の業務時間が長いということです。

できれば、教育委員会レベルで、教員の責任の範疇とか、仕事の範囲はここまでとか、それ以外のことは教員の生活やメンタルを守るために応じられないという線引きを地域や保護者に対してもしっかりと示すべきなんじゃないかなというふうに思います。校長先生なんかは役割の線引きについて発信していただいているケースもありますけれども、一方で、それをする学校側が批判されるということもありますので、教育委員会でしていただくのがいいんじゃないかなと思っています。

また、地域が必要以上に学校側に誠意を求めるような風潮もやっぱり改めるべきなんじゃないかなと思いますので、そういった体制の構築についても今後考えていただければと思います。

本事業についての質疑をこれで終えます。ありがとうございます。

それでは、最後になりますけれども、社会教育部に地域学校協働活動推進費についてお伺いいたします。

本事業の概要と令和7年度の予算についてお示してください。

○小島社会教育部社会教育課主幹 地域学校協働活動は、地域の方などの参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指し、学校と地域が相互にパートナーとして連携、協働して行う様々な活動のことで、平成29年に社会教育法に位置づけられたものです。

地域学校協働活動推進費の令和7年度の予算につきましては、研修会の実施に関わって報償費2万円、旅費9千円、関係旅費として1万5千円、消耗印刷費として2万5千円、地域コーディネーターの活動に関わる委託費として18万円、合計24万9千円であり、事業費の3分の1に当たる8万3千円について国の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金を活用する予定でございます。

○石川まさゆき委員 この事業には地域の方も結構関わっていらっしゃると思いますけれども、地域まちづくり推進協議会や学校運営協議会との関係はどのようになっているのか、お示してください。

○小島社会教育部社会教育課主幹 地域学校協働活動は、地域と学校が相互にパートナーとして連携、協働して行う活動でありますので、この活動を推進するため、学校運営協議会や事業コーディネーターの関係でございますけれども、地域と学校の現状や課題、ニーズを把握することが重要であるため、地域コーディネーターが地域まちづくり推進協議会や学校運営協議会に参加してその把握に努めております。

○石川まさゆき委員 令和3年度から3つの中学校区で開始をしていて、令和6年度は新たに3つの中学校区を加えて、現在は6校で運用しているというふうに聞いております。

本事業の取組を開始して3年が経過しますけれども、生徒を含めた学校側や地域などからはどんな声が聞かれているか、お聞かせください。

○小島社会教育部社会教育課主幹 学校からは、子どもたちの活動内容が充実した、子どもたちのやる気や意欲が高まった、地域からは、地域行事の参加者が増えた、やりがいや生きがいにつながったなどの声をいただいております。

また、学校と地域の双方から、学校と地域のつながりが深まった、子どもたちと地域の方のつながりが深まったなどの声をいただいております。

○石川まさゆき委員 すばらしいですね。そういうふうに思います。まだ6校の中学校区のモデル事業ですけど、本事業等を通じて子どもたちと地域のつながりを深められればいいなと期待しています。

私の住む地域に神楽中学校があるのですがけれども、毎年2回、生徒にアンケート調査を実施しているようで、その中で、あなたは自分の住んでいる地域は好きですかというような質問があるようで、令和6年度の調査では、96%の生徒から、気に入っている、住みやすい地域である、地域の方が挨拶をしてくれる、気にかけてくれる、こういった回答が得られているそうです。

神楽中学校は本事業のモデル地域に最初からなっているのですが、今、中学3年生が地域からの要望で毎年10月に草むしりをしていますし、野球部のお子さんは、年に3回から4回、高齢者世帯の除雪をしています。あとは、美術部の生徒が幼稚園児に本の読み聞かせをするなど、こういうふうにして生徒が地域と関わっているようです。子どもたちも地域とのつながりを実は求めているのかなというのを、96%の生徒から好意的なアンケート結果が出ていますので、そういうふうに感じます。

本事業を継続し、今後さらに発展させていくためには、地域コーディネーターが中核的な存在であると考えております。現在どのような方々が担っているのか、また、現在の状況についてと地域コーディネーターについて、旭川市の求める人材像があれば教えてください。

○小島社会教育部社会教育課主幹 地域コーディネーターについてでございますが、社会教育部の職員のほか、学校運営協議会委員、PTA役員、地域まちづくり推進協議会委員などの地域の方に

も担っていただいております。

また、本市が求めるコーディネーターについてですが、文部科学省からは、コーディネーターに望まれる資質、能力として、地域学校協働活動への深い関心と理解がある、地域の住民、団体、機関などの関係者をよく理解している、学校の実情や教育方針の理解があるなどが示されており、コーディネーターには、学校側の事情や地域の要望を理解いただき、地域と学校の橋渡しをしていただけるような方をお願いしたいと考えているところでございます。

○石川まさゆき委員 もう一つお聞きします。

本事業を開始して3年がたちましたけど、現在のコーディネーターの現状と課題についても教えていただければと思います。

○小島社会教育部社会教育課主幹 市内の各学校におきましては、必要に応じて学校が地域の方に相談し、連携先や講師を紹介してもらうなど、学校と地域が連携して活動を行っております。

しかしながら、こうした活動も地域学校協働活動ではございますが、地域学校協働活動の地域コーディネーターを位置づけていないため、組織的、継続的に活動し切れない難しい面がございますことから体制を整備していく必要があると考えております。

○石川まさゆき委員 旭川市の場合は、学校の数も多く、その分、学校や地域によって課題やニーズも異なるのかなというふうに思います。しかし、各地域にコーディネーターを配置することでそれぞれの地域に合った協働活動ができると思います。

旭川においても、人口が少ない地域、例えば、農村地である西神楽や東旭川、一方で、人口が多い永山や豊岡では課題やニーズは違ったものになってくるのかなと予想されます。こういった事業も素晴らしいのですが、先ほどの質疑じゃないですが、やっぱり学校の先生の負担も非常に大きいですから、学校側も地域側もお互いに無理のない範囲で活動するのが基本原則なのかなと感じます。

次に、最後の質問をしたいと思いますが、本事業の全市的な展開はいつ頃を予定しているのでしょうか。また、今後の方針や市の目指す姿について見解をお聞きしたいと思います。

最後は部長から答弁をいただきたいと思っておりますが、風のうわさで主藤次長が60歳を迎えて役職定年となるとお聞きしております。

最後は、主藤次長に本事業に対する思いと社会教育部へのメッセージを含めてお答えをいただいて、質問を終わりにしたいと思います。時間はたっぷりありますので、お願いします。

○主藤社会教育部次長 まずもって貴重な機会をいただきましたことに心からお礼を申し上げたいと思いますし、ちょっとハードルが上がったなど。

まずは、お答えをさせていただきます。

今後の展開につきましては、毎年、新たなモデル地域を設定し、2年間のモデル地域が終了した地域につきましては、社会教育部の職員が伴走支援を行いながら持続的な地域と学校の連携協力体制づくりを目指してございまして、全中学校区への地域コーディネーターの配置は、26地域あるものですから、令和13年頃というふうに考えているところでございます。

活動の体制を維持していくためにはコーディネーターが何より重要でありまして、コーディネーターの役割を担う人材を発掘、育成し、コーディネーターの配置ができた中学校区を、順次、モデル地域にしていきたいと考えております。

また、その活動は、各地域の実情に合わせ、先ほど委員からもお話しございましたが、日常の中でできることをできるときに取り組む、また、無理なく負担感のないような仕組みにしていくことが大切であると思っております。地域全体で子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動を広く展開し、学校を核とした地域づくり、地域とともにある学校づくりに向けて取組を進めてまいりたいと考えているところであります。

社会教育についての思いやメッセージということでございましたが、私は、昭和最後の63年の採用でございまして、市役所勤務37年となりました。教育委員会は初めてということで、2年間という短い期間ではありましたが、社会教育に携わらせていただきました。

採用以来、まちづくりは人づくりという話をあちらこちらで聞きまして、自分もまさしくそのとおりだなと思っていたところであります。そんな中、社会教育部に参りまして、社会教育とは何ぞやというような話を聞いたところ、社会教育というのは、学びを通じて人づくり、つながりづくり、地域づくりというような循環を生んで地域コミュニティの基盤となっていくものなのだよというようなことをいろんな方から教えていただいたところであります。

まさしく、地域学校協働活動というのはこういった取組を行っていくものなのではないのかなと思っておりますし、この取組を進めることで、子どもたちの成長はもとより、地域、市民の方の心と暮らしの豊かさにつながっていけばいいのかなと思っております。

また、私は、たまたま、社会教育部の庶務担当課長という立場でありましたが、社会教育部は地域学校協働活動以外にも様々な取組を行っておりまして、それら取組は、市民の方々に潤いや安らぎ、生きがいも、張り合いとございますか、そういったものももたらすようなものではないのかなと思っておりますし、そういった中で思い出の一つになったり、さらには、地域経済の活性化へもつなげていかなければならないのかなと考えているところであります。

そんなところであります。私に至らぬところが多々ありまして、議員の皆様をはじめ、多くの方に御迷惑をおかけいたしましたことにこの場をお借りしましておわび申し上げたいと思っております。また、市役所業務の中で、私自身、少しは成長させていただけたのかなと思っておりますし、心からお礼と感謝を申し上げまして、私の答弁とさせていただきますというふうに思います。

○石川まさゆき委員 次長、むちゃぶりをして申し訳ありませんでした。すばらしいメッセージをいただきまして感動しました。ありがとうございます。

これまでいろいろ頑張ってください、地域とともにある学校づくりはまさにそうだなと思えますし、まちづくりは人づくりというのもすばらしい言葉だなと思えます。

次長、これからも旭川市のためによりしくお願いいたしますとお伝えしまして、私からの質疑はこれで終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

○高橋紀博委員長 他に御質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 他に御質疑がなければ、以上で、議案第44号の分担部分のうち子育て文教常任委員会所管分、議案第48号、議案第50号、議案第85号ないし議案第90号、議案第91号のうち子育て文教常任委員会所管分、議案第92号及び議案第93号の以上12件に対する質疑は終了いたしました。

なお、江川委員からございました物価高騰対策の在り方についての総括質疑のお申出につきまし

ては、その旨、本分科会閉会后、予算等審査特別委員会委員長に報告することといたします。

以上で、総括質疑を除き、本分科会に分担を受けております各号議案に対する質疑は、終了いたしました。

それでは、これもちまして、予算等審査特別委員会民生子育て文教分科会を閉会いたします。

閉会 午後3時00分